

令和2年 決算審査特別委員会(個別質疑)

- 1 開催期日 令和2年10月20日(火) 午前10時00分から午後2時47分
- 2 開催場所 庁舎5階本会議場
- 3 出席委員 中川昌憲決算審査特別委員会委員長、藤田豊決算審査特別委員会副委員長、大迫彰委員、木村真千子委員、滝久美子委員、坂本覚委員、桜井芳信委員、青木崇委員、島崎圭介委員、久保田智委員、山本博己委員、永井桃委員、人見哲哉委員、稲田保子委員、小田島雅博委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、川崎彰治委員、橋本博委員
- 4 欠席委員 沢岡信広委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長	川村裕樹	ボールパーク施設課長	中垣和彦
--------	------	------------	------

【建設部】

建設部長	平川一省	建設部次長	新田邦広
庶務課長	中居直人	都市整備課長	藤本正志
建築課長	松崎隆志	土木事務所長	人見桂史

【経済部】

経済部長	砂金和英	農政課長	遠藤智
観光振興課長	山田基	商工業振興課長	林睦晃
観光協会担当参事	松田恭昌	農地振興・農産担当主査	米村恒
農地保全・畜産・林務担当主査	中尾謙介		

【水道部】

水道部長	藤縄憲通	経営管理課長	木村公也
水道施設課長	笹原拓己	下水道課長	橋本洋二
下水処理センター長	佐々木克彦		

【教育部】

教育部長	千葉直樹	教育部理事	津谷昌樹
教育総務課長	下野直章	学校教育課長	河合一
小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎	社会教育課長	吉田智樹
文化課長	笹森和宏	エコミュージアムセンター長	丸毛直樹
学校給食センター長	岡謙一	教育支援担当主査	吉崎陽介

社会教育担当主査 山田孝博

7 事務局

議会事務局次長 大野聡美 書記 金田 周
書記 坂井明日加

8 傍聴者 1人

議事の経過

中川委員長

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、配付済みの審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員にご協力をいただき、日程通り審査を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審査に入る前に、質疑の方法について、確認いたします。

質疑は提出いただいた通告に則り行っていただきます。回数は、3回までといたします。

質疑の順番については、挙手していただき、委員長が指名した順となります。通告をしたすべての委員の質疑の終了後に、各委員は1項目についてのみ、質疑を行うことができます。ただし、回数は1回といたします。

なお、総括質疑を行う場合は留保する必要がありますので、その旨を宣言されますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔をお願いいたします。

答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますよう、お願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可いたします。

それでは、**議案第16号 令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定**を議題といたします。

質疑される委員は、決算書のページなどどの部分の質疑なのかを明確にしてから質疑をお願いいたします。

初めに、一般会計の農林水産業費の質疑を行います。

小田島委員。

小田島委員

1点、質問させていただきます。決算書177ページ、報告書55ページにあります、鳥獣による農作物等被害防止対策事業の関連でございます。この農作物被害の関係で有害鳥獣等の駆除の実績についてお聞きしたいと思います。具体的に、使用具、ライフル、銃器、それから、箱わな、くくりわな、いろいろあると思いますが、その使用と対象有害鳥獣の区別でどのくらいの駆除があったのかお聞きします。

また、猟友会の現況、どのぐらいの人員が北広島にいて、全道的に猟友会の会員が高齢化している状況も報道されておりますが、年齢構成がどのようになっているのか、また、担い手の不足というところでは、人材育成も欠かせないことになろうかと思っておりますけれども、猟友会の会員拡大等に市がどのような支援を行ったのか、行っていないのかをお聞きしたいと思います。

中川委員長

遠藤農政課長。

遠藤農政課長

まず初めに、駆除実績についてであります。先日の委員会におきまして、生活環境被害対策としての駆除実績は環境課から答弁されておりますので、私からは重複しない形で農業被害対策としての駆除実績をご答弁させていただきます。エゾシカにつきましては117頭、鳥類が576羽、キツネが6頭の捕獲となっております。なお、人的被害の可能性のあるヒグマ、特定外来生物のアライグマにつきましては、全て環境課の駆除実績として整理をしておりますので、農政課としての駆除実績はゼロとしております。次に、駆除方法別の駆除実績ですが、エゾシカに関しましては、駆除数117頭うち、くくりわなによる駆除が6頭、銃器による駆除が111頭となっております。キツネにつきましては、6頭全てが銃器、鳥類につきましても576羽全てが銃器となっております。なお、アライグマにつきましては、先ほどもご答弁しましたが、環境課の数字となっておりますけれども、198頭全てが、電気止め刺し機での処分となっております。

次に、猟友会の現況ですが、北海道猟友会の札幌市支部には、549人の会員が登録していると伺っておりますが、そのうち北広島在住の会員39名を鳥獣被害対策実施隊として委嘱しているところであります。会員につきましては、全て男性で年齢層では30代が全体の5%の2名、40代が13%の5名、50代が10%の4名、60代が31%、12名、70代が36%で14名、80代が5%の2名となっております。入会に関しましては、銃の所持許可証と狩猟免許をお持ちの方あるいは、銃の所持許可証が無くても、わなや網などの狩猟免許をお持ちの方が入会されております。

次に、担い手不足のための人材育成ですが、市としましては、猟友会やハンターに対する人材育成支援は現在のところは実施しておりませんが、駆除の担い手を広げるという目的もありまして、農業者に対してのわな免許取得に関する講習費の助成を行っているところであります。助成額につきましては、市が3分の1、農協が3分の1、本人負担が3分の1となっております。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

駆除実績をいただきましたが、環境関連と農業被害関連でそれぞれ縦割りに分けている状況もありますが、市整体的には、どのくらいでという数字も合算して公表できるような形が望ましいと思っておりますが、今後の扱いについてお聞きしたいと思います。

それから、猟友会の現況がありました。鳥獣被害対策実施隊として委嘱している39名の方を実際に、この対策として例えば銃器では結構なエゾシカなど111頭も駆除している状況がありますが、この方達の実施部隊の中で年齢的にはどの辺りの人達が特に駆除に従事しているのか、割合がどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、担い手不足の関係では、農業者に対してのわな免許がありますが、日高振興局のある自治体では、エゾシカの農業被害がとても多く、担い手の高齢化で大変な状況があって、例えば町役場の職員に猟銃免許を、町が助成して取らせるという人材育成をするという報道もなされてきております。北広島市においては、39名の結構、60代以上が約7割を占めている状況の中では、今後、そういった考えがあるとするならば、お聞きしたいと思います。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

駆除実績につきまして、環境課分と農政課分でわかりにくいということですが、これに関しては、補助金に関係しておりますので、どうしても農業被害の分とそうではない部分で数字を分けなければならず、そういった形で事業立てをしているところです。もちろん、内部では環境課と調整をしまして数字は把握しておりますので、状況に応じてはご説明できると思います。

次に、実施隊の活動の年齢層ですが、基本的には、60代後半の現役を退いた方が中心となっております。

次に、わな免許についてですが、市の農政課も業務上必要ということで、4人の方がわな免許を取得している状況となっております。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

駆除の実績は補助金からみで、省が分かれているところは理解していますが、全体的にどのくらいの数が駆除されているかは、補助金が付こうが付くまいが市民にとっては、全く関係ないことです。そういう意味では、計算した形をすぐに出せる状況は必要だと思っているところでございます。

担い手育成の関係は、わな免許のことも含めてですが、日高の関係では散弾銃かライフル銃の免許の扱いということで、考え方についてお聞きしたかったのですが、北広島は39名の中でそれぞれ今後も万全を期するような体制であれば、それはそれでと思いますが、その辺りの考え方をもう一度お聞きします。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

北広島市の会員39名の内訳について、答弁がもれておりましたが、基本的には第一種猟銃ということで、ライフル銃、散弾銃の許可を受けているのが39名のうち38名、空気銃が第二種猟銃ということですが、この許可が1名と把握しているところであります。

中川委員長

砂金経済部長。

砂金経済部長

私からは、先ほど全体の数字の把握というお話もございましたので、そのことと、職員の銃の所持の関係でお話をさせていただきたいと思います。市の鳥獣の計画がございまして、その中に有害鳥獣の全体の駆除した数字等が載っておりますので、そこで把握できると思います。それから、職員の銃所持の関係でございますが、現在のところは猟友会の皆様に実施隊として参加いただいて駆除をしている状況でございまして、職員で何名かわな免許を所持しており、私自身は銃の所持はしておりませんが、実態はわからないということも非常に残念なことになりますので、講習等を受けまして、銃の一種ですとか、空気銃をもつ二種の免許は持っております。ただ、公安委員会の所持をする手続きは別になりますので、これにつきましては非常に難しい試験でもございますし、銃をどこに保管するのか、銃を買うこともしなければなりませんので、非常に課題があると考えてございますので、現在のところは、考えていないところです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

私からは、決算書のページ数は無いのですが、主要施策の報告書 53 ページの菜園パーク促進事業についてお伺いします。開設されているのですが、開設促進のこれまでの取組と現状はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

二つ目は、小田島委員からありました、鳥獣による農作物等の被害防止対策事業についてです。被害実績については今ご答弁ありましたので、先日の環境課との関係についてお伺いしたいと思います。一つは、先ほどの答弁ですとアライグマ 198 頭については全て環境課の実績と入れてありますが、これは猟友会での捕獲はゼロだったと考えて良いのでしょうか。アライグマの実績については、環境課でも箱わなを主に農家の方に貸し出して捕獲しているという答弁がありました。それでも、農業被害の実績としてカウントしない理由は何だったのか教えていただきたいと思います。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

まず初めに、菜園パークの促進事業の関係ですが、開設促進の取組と実績の評価ということですが、認定市民農園の開設促進の取組につきましては、農政課で認定市民農園の開設相談の受付や北海道への開設手続等の支援を行っているほか、新規開設に係る整備費の補助などを行っておりまして、市のホームページで周知しているところであります。実績への評価についてであります。市内の認定市民農園につきましては、昨年同様 6 か所が開設されている状況となっており、利用率の調査では、市外からのアクセスが良好な農園につきましては、札幌を中心とした市外利用者も多くて利用率が 9 割程度に達する農園がある一方、団地周辺につきましては、5 割に満たない状況もあるところであります。このようなことから、利用希望者に対しては市民農園の数は十分充足しているものと思われまして、また、新たに市民農園を求める声もありませんことから、新規開設するという動きに至っていないものと考えているところであります。

次に、アライグマの関係についてですが、アライグマの苦情数に関しては何故環境課が所管になっているかということですが、基本的にはエゾシカですとかキツネ、ヒグマとは違いまして、特定外来生物ということで捕獲の目標は定めずにできるだけ駆除するのが特定外来生物のアライグマということもありまして、もちろん農業被害もありますが、これは環境の部分ということで環境課の数字としているところです。先ほど申したように、どうしても補助金に関係してきますと、一つの動物でも環境被害もあれば農作物の被害もありますが、こういった分けをしなければいけない形になっております。勿論、実際の事業につきましては市として環境課、農政課との連携はもとより、農協などの関係機関との連携を行い業務に当たっているところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、菜園パーク促進事業ですが、市外からの利用が多い所は 9 割ですが、団地等については市民中心なので 5 割ぐらいだということです。この菜園パーク促進事業の元々の目的は、市民の家庭菜園を促進することなのか、

それとも農村と都市との交流を促進する意味での市外からの交流人口も予想して実施していくということなのでしょうか、どちらの目的で元々作られてきたのか教えていただきたいと思います。

鳥獣による被害対策ですけれども、去年も決算委員会で議論させていただきましたが、非常にわかりづらい内容になっていると思います。特にアライグマを含め有害鳥獣を駆除していくことは、答弁でも一緒に行っていると言っていますが、もっと強力的に進めていくためには、幅広い分野の方々の応援が無ければ進まないと思います。アライグマについては、非常に増えてきているのが現状です。そういう意味で、オール北広島を進めていくためには、今のように分野を分けて行うのではなかなかうまくいかないのではないかと考えています。そういう意味で、部が二つにまたがっていることもありまして、留保して市長に答弁を伺いたいと思います。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

菜園パークの目的ということですが、一言で言いますと、都市住民のレクリエーションということで位置付けているところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

都市住民のといっても、なかなか幅広いと思うので団地を含めて庭が比較的広い方もいらっしゃるし、地元地域でのニーズはそれ程多くないのかもしれませんが、先ほど言いましたように、市外からのニーズは非常に高いと思います。そういう意味で、当初は地元住民の方が楽しんでいただくという所だったのかもしれませんが、グリーンツーリズムの取組の中で、域外からの交流人口を増やしていくことのためには、家庭菜園という取組は、先進事例を見ても非常に効果が高いと思われれます。そういう意味で、少し位置付けを今の状況にあった形で見直して取組を強化すべきではないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

中川委員長

砂金部長。

砂金経済部長

先ほど、大きくくり、都市住民のレクというお話をさせていただいたところでありますが、そのほかに、不耕作の土地等が相続等によって発生した場合、そういった部分の解消、新たな土地所有の農業者の所得確保もあろうかと考えてございます。現在、市が施策として補助事業等を行っている部分がございますが、このほかに土地の所有者が農園の利用方式といいまして、市の手続等を介さないで自分が開くことを市民農園として行っている部分もございまして、きちんと数えたことはございませんが、10か所以上の農園があろうかと考えております。これは、本当に数戸分の面積から400件ぐらいの面積をカバーする所もあり、相当の数があります。おおむね地元の方と札幌近郊を含めて充足している状況にあろうかと考えてございます。それから、これにつきましては不耕作の土地、相続をした時にご自身が農家ではない方もいらっしゃるし、そういった方々が新たに少しずつそういった場所を広げて貸している状況も見ておりますので、私どもとしては現行の政策について市が先導し行ってきたわけですが、効果は出ていると判断しているところでございます。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

簡潔に2点、お聞きします。決算書117ページ、鳥獣による農業作物被害防止対策、先ほどからアライグマの質問が出ていますが、私は農作物被害額の実態です。どの作物が被害を受けて、金額に換算するとどの程度の被害額と想定されるのかを詳しくご説明願います。

同じく決算書117ページ、6次産業化等支援事業について、事業内容と効果はどうだったのか詳しくご説明をお願いします。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

農作物等の被害に関してですが、エゾシカによる被害につきましては、大根ですとか馬鈴薯等の被害が中心となり、金額的には481万6,000円、アライグマによる被害は苺などの被害が中心となっておりますが、247万7,000円、カラス等の鳥獣による被害は、ブロッコリーですとかレタスなどが中心となっておりますが、414万円、キツネにつきましては、苺やスイートコーンなどの被害を受けておりました、46万2,000円となっております。エゾシカ、アライグマ、鳥類につきましては、前年度よりも若干60万円程度ですが、被害額は減っております。キツネは、昨年とほぼ同額の被害額となっております。

次に、6次産業化支援事業についてですが、内容と効果については、商品開発等に係る補助金につきましては、市のホームページや広報紙等で募集したところですが、令和元年度については、残念ながら申請が無かったところですが、こうした状況を踏まえまして、公募要領等を見直し、補助率の引上げや対象者の拡大など、地場産品の開発に挑戦しやすい制度に改めたところ、令和2年度は3件の申請があったところであります。また、昨年10月にふるさと納税から始める販路開拓というサブタイトルで、農業における販売戦略についてのセミナーを開催いたしました。農業者8名が受講し、そのうち2名がこれをきっかけとして新たな販路開拓に取り組みまして、オンラインショップの開設やふるさと納税返礼品の選出などにつながっており、大きな成果を上げているものと考えております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問します。まず、農作物被害は、被害額だけをざっと足すと、1千万円くらいになるのかと思いますが、これは他市と比べて多いのか少ないのか、被害額の程度はどういう認識をしているのかお聞きします。それから、アライグマのわなに関しては、環境課のところでも質問をいたしました。先ほど、遠藤課長が言われたように、アライグマは外来種ということで、とにかく率先して駆除を行うということで、このわなに関しては、環境課でも説明がありましたが、わなを買う補助金は農政課の所管で、実際に買ったわなを使って駆除するのは環境課と仕事に分かれるわけです。そういう意味では、アライグマ駆除に対して、わながもっと欲しいという声も聞こえてくるのですが、その辺りの連携が十分とれているのかどうか。また環境課から農政にぜひ、わなを増やして欲しいと要望があった時に要望に応じるような対応が取れているのかどうかお聞きします。

それから、6次産業化については販路開拓と、開拓して売上の実績がどの程度上がっていると掴んでいるのか、答えられる範囲でお願いします。

中川委員長

遠藤課長。

遠藤農政課長

まず、アライグマの箱わなについて、ご答弁させていただきます。委員の言われた通り、アライグマに関しては特定外来生物ということで、環境課が駆除にあたっております。もちろん農業被害も出ておりますから、北広島市鳥獣被害防止対策協議会、これは市の予算ではないですが、補助金を使っている団体で、そちらの予算で購入して環境課が駆除を行っているところであります。アライグマの駆除実績につきましては、年々増えておりますことから、平成27年度以降、毎年買い足しを行っており、令和元年度につきましては16個購入しております。環境課の情報としては、収穫期などが重なることからその時期に関しては、一時的に不足するという状況を聞いておりますので、今後、予算ですとか、わなに掛かった場合に環境課で出向いて対応するとかいった人的な部分も含めて環境課と協議して今後も計画的に買い足しを行っていきたいと考えております。

中川委員長

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

遠藤課長。

遠藤農政課長

6次化産業化に係る実績ということですが、二人の農業者に関して、今回、販路開拓につながったという答弁をしました。数字的な部分としては、9月末にオンラインショップが開設されましたが、収入が実績0円から250万円になったという話は聞いております。あと、ふるさと納税返礼品に関しては、返礼品ということで選出はされておりますが、今年11月からですので、まだ、実績としての数値はご報告できない状況となっております。

中川委員長

砂金部長。

砂金経済部長

6次化の部分の数字を申し上げましたが、数字がわかれば、常任委員会等でご報告させていただきたいと思っております。

近隣市町村の有害鳥獣被害の状況でございますが、数字は手元にありませんが、近郊の部分では行政面積の大きさ、それぞれの地勢や地形等の状況の違いはありますが、やはり、土地面積の多い所に関しては、総じて被害の状況、それから駆除頭数も多い状況がございまして、この管内、千歳、恵庭、北広島、やはり、千歳、恵庭が多いと、シカについては、数十頭ということで、江別が最近増えてきた状況になってございまして、この近郊が

少し増えてきている状況だと認識をしておりますが、北広島が駆除数や頭数が増えてきたことが圧倒的に多いということではないと考えております。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。
ほかに、ございませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)
以上で、農林水産業費の質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休 憩

午前 10 時 33 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。
次に、商工費の商業振興費の住宅リフォーム支援事業を除く商工労働費の質疑を行います。
どなたかいらっしゃいませんか。
青木委員。

青木委員

2点質問させていただきます。まず1点目は、小規模事業指導推進事業についてです。決算書は181ページ、報告書55ページになります。そもそも、小規模事業指導推進事業とは何かとお尋ねしましたところ、商工会の活動全般に関わることだとして説明いただきましたので、決算金額2,807万円が具体的にどのような目的と使い道で使われているものなのか、お尋ねいたします。

もう1点は、買物不慣れ者対策事業です。決算書181ページ、報告書56ページです。報告書の説明欄を見ますと、買物ガイドブックの作成配布となっておりませんが、買物ガイドブックの具体的な配布方法についてお尋ねいたします。

中川委員長

林商工業振興課長。

林商工業振興課長

小規模事業指導推進事業についてでございますが、商工会が実施いたします、経営改善普及事業につきましては、小規模事業者支援法に位置付けられた事業で、小規模事業者に対して実施します経営相談を始め、記帳、税務、金融に関する指導、助言等の経営改善のほか、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援など、経営の発達に資する支援が主なものとなっております。補助金の使途につきましては、事業に従事しております事務局職員の人件費が主なものとなっており、北海道と市からの補助金のほか、一部自己負担により運営をしているところでございます。

次に、買物不慣れ者対策事業についてでございますが、昨年度作成いたしましたガイドブックにつきましては、市役所をはじめとした公共施設のほか、高齢者支援センターや民生委員児童委員に配布して、サービス活用へのご協力をお願いしているところでございます。また、ガイドブックに掲載しました市内37店舗でございますが、こちらにも配布して、来店された方への配布をお願いしているところでございます。印刷部数1万冊のうち、2,000

冊を現在配布しておりまして、配布先において不足となった場合に補充をするなどの対応をしているところでございます。また、市のホームページにもデータを掲載しておりまして、閲覧やダウンロードが可能となっております。このほか、昨年度予定しておりました、買物サービス活用講習会が中止となったことから、講習会参加者への内容説明と配付ができませんでしたので、今年度10月28日、11月5日、6日に講習会を市内5か所で開催して、参加者への内容説明と配付を行ってまいりたいと考えているところでございます。

中川委員長

青木委員。

青木委員

再質問させていただきます。小規模事業指導推進事業についてですが、ご答弁の中で北海道からの助成もあるということでした。北海道からは商工会に対して幾らぐらいの補助が出ているのか、金額をお示しいただければと思います。

買物不便者ですが、いわゆる、買物不便の方が多く住むエリアと言いますか、これから先、将来的にも買物不便になるであろう市内のエリアが大体想定されるわけです。団地の上のほうであったり、西部エリアであったりということで、例えば、そういったエリアに集中的に買物ガイドブックを配布する。折込みとか、ポスティングと方法はいろいろあると思いますが、そのようなことも一つの手なのかと思いますので、その辺りのご見解を伺いたいのと、最後にご答弁であった講習会、これは大変有意義だと思いますが、この講習会開催の周知は、どのような方法をとられているのかお答えをお願いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。商工会に対する北海道からの補助金額でございますが、北海道からの補助金額につきましては、2,769万3,120円となっております。市の補助金の算定につきましては、補助対象経費となります6,034万155円から北海道の補助金を控除した額について、一部自己負担額を除いた額となります2,807万円を交付しているところでございます。

次に、買物サービス活用ガイドブックの買物不便区域と思われる所への配付などについてでございますが、今後の配布につきましては、印刷を行いましたガイドブックの残り約8,000冊でございますが、必要な方に届きますよう引き続き関係団体、店舗、様々な方のご協力をいただきながら配布に努めますとともに、講習会の開催においても継続した取組が必要と考えておりますので、そちらでもご参加いただいた方に配付して、必要な部数を増刷するなどして対応してまいりたいと考えております。講習会の開催に伴う周知につきましては、広報等に掲載するほか、市ホームページへの掲載、町内会への回覧等、様々な手法で周知に努めているところでございます。

中川委員長

青木委員。

青木委員

コロナの関係もあって、予定していた講習会が開催できなかったということですが、将来的にも当市においては大変大きい問題でありますので、継続してこういった講習会を開いていただきますとともに、広く周知していただいて、本当に情報が必要な方のところに届くようご努力いただければと思います。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

まず、企業誘致推進事業、決算書 183 ページ、報告書 57 ページです。誘致実績及び、雇用の実績、正規と非正規別をお願いします。もう一つは、輪厚工業団地の販売状況と操業実績について、ご報告をお願いしたいと思います。

次に、創業支援促進事業ですが、決算書 181 ページ、主要施策 56 ページです。幾つかの事業に分かれています。空き店舗利用促進事業と起業促進支援事業の事業実績とそれに対する評価についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、雇用対策事業、若年層新規雇用助成金交付事業ですが、決算書 187 ページと報告書 58 ページです。これも同じく事業実績とそれに対する評価をお願いしたいと思います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

まず、企業誘致の実績と雇用の実績についてでございますが、令和元年度の誘致実績についてでございますが、輪厚工業団地の分譲につきましては令和元年度中の販売はございませんでしたが、土地開発公社が商談を進めておりました、株式会社 NISSHO につきましては、本年 4 月に D の 2 という 3,433 平方メートルの区画を販売引渡しまで完了しているところでございます。これにより、分譲率は 98.2%となったところでございます。また、昨年度の建設着工件数については 1 件となっており、大和ハウス工業株式会社の所有する F の 1 という区画 4 万 9,641 平方メートルにおきまして、昨年 5 月にマルチテナント型の物流倉庫の建設が着工いたしまして、本年 5 月に竣工となっております。これによりまして、輪厚工業団地全体の操業率といたしましては 50.6%となっております。また、その他の地区につきましては、大曲並木地区に大型自動車販売店が立地しましたほか、長く立地がございませんでした、美沢地区の民間分譲地に昨年 12 月から今年にかけ複数の店舗が順次開業しているところでございます。

雇用実績についてでございますが、本年 9 月 1 日現在になりますけれども、輪厚工業団地の進出企業において、操業が開始しました、平成 25 年以降に立地をしました主な企業の雇用状況につきましては、14 社におきまして、従業員数が 1,383 人、うち、正社員が 350 人で 25.3%、パート職員などにつきましては 1,033 人で 74.7%となっているところでございます。そのうち、輪厚工業団地のみに絞りますと、9 社において、従業員数が 449 人、うち正社員が 140 人で 31.2%、パート職員などが 309 人で 68.8%となっているところでございます。

続きまして、創業支援の関係でございますが、空き店舗利用促進事業につきましては、令和元年度におきましては、前年度からの継続事業者が 7 件、新規事業者が 2 件となっております。平成 20 年度からの累計件数といたしましては、53 件となっております、そのうち現在継続している件数が 31 件となっております。また、平成 26 年度以降の直近 5 年間では、30 件のうち 27 件、90%が継続しておりますことから、一定の効果があつたものと考えているところでございます。

続きまして、起業促進支援事業でございますが、令和元年度の実績は 1 件となっております。平成 28 年度からの累計件数が 8 件となっております、現在、全ての事業者が継続しておりますことから、一定の効果があつたものと考えているところでございます。

次に、若年層新規雇用助成金交付金事業でございますけれども、こちらは令和元年度におきましては、4 人の

新規雇用に対して助成金を交付しているところでございます。職場定着のための研修受講を要件に加えるなどの見直しを行ったこともありまして、現在も全員が継続雇用されているところでございます。平成26年度からの累計人数は37人となっております。雇用機会の創出に一定の効果があったものと考えているところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、企業誘致推進事業についてですが、販売については、98.2%になっていますけれども、5月時点での操業は50.2%とかなり開いています。これは、主に大和ハウスが購入の部分が未操業になっていると考えられるわけですが、大和ハウスグループが関連してやった土地面積のうち、操業されているのがどれぐらいなのか伺います。

もう一つは、未操業の部分ですが、昨年の決算の時にも質問したのですが、買戻し特約の期限である5年の期限が迫っている。実際にはきていると思いますが、買戻し特約の適用について、未操業部分にはどのように対応されたのか、伺います。

それから、創業支援と雇用対策の部分については、それぞれ一定の効果が見込まれるということですが、実際には事業としては廃止するという形で、事業が打ち切られているわけですが、この理由と打ち切られたあとの事業展開については、どう考えていらっしゃるのか見解をお伺いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。輪厚工業団地の中の大和ハウス所有地の関係でございますが、輪厚工業団地の全区画のうち大和ハウスが所有しております区画の割合が約50%となっております。大和ハウス所有地のうち、現在、操業済となっている割合につきましては、24.25%となっております。未立地となった部分の区画の考え方につきましては、本年5月で引き渡しから5年が経過しているところです。大和ハウスからは、本年3月に進出計画の変更承認願いの提出がありまして、同月に行われました、土地開発公社の理事会におきまして検討された結果、承認されたところでございます。土地売買契約における5年以内に操業するという条件につきましては、期限延長を承諾したこととなりますけれども、10年以内は買戻し特約の期間となっておりますので、変更後の計画でございます。令和5年から6年の操業ができなければ、買戻しができるところであり、土地開発公社において、判断されるものとなっております。

次に、創業支援と雇用関係の事業の事業終了に対してのご質問でございますが、創業に係る2事業につきましては、平成30年3月のボールパーク建設地内定以降、市内での創業に関する相談が増加傾向に推移しており、これまでの補助金による市内創業の推進から状況が変化してきたことなどから、事業終了としたところでございます。

また、雇用対策につきましては、業種別では状況が異なりますけれども、昨年度までの約5年間で有効求人倍率が1.0倍を超える期間も多くなってきたことや、これまでの助成金による雇用創出から早期離職者の職場定着など現状に合わせた対策が必要と考えるところであり、事業を終了したところでございます。創業と雇用、いずれにしても、現在の情勢に合った事業の展開ということで今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、大和ハウスの件ですが、今までは5年が買戻し特約の期限ということで、本議会でも議論してきたと思います。これが10年に延長できるという説明が今あったのですが、その根拠は何かをお示しいただきたいと思います。また、大和ハウスの問題については、買戻し特約を10年まで延長したことについては、議会等で報告されたかどうか伺います。

もう一つは、企業立地促進条例の中では、課税免除と補助金の支給要件は5年が限度になっております。大和ハウスの問題については、操業されても課税免除と補助金の対象にはならないと理解して良いのか、お伺いしたいと思います。

それから、創業支援の促進事業と雇用の問題ですが、事業効果はあったけれども、情勢があつてやめたということですが、実態は企画の時にもお話ししましたが、総合戦略の事業に乗せて、5年間になったからやめたという形です。やはり、創業支援ですとか雇用対策というのは、時限を限って行う事業ではないと思います。そういう意味で、今コロナの問題で非常に雇用が悪化している中で、雇用対策については、お金がなかなかないということで支給型の事業はできないにしても、雇用に対してきちんとした対策を取らないと、大変なことになると思います。雇用紹介ですとか、新しい事業展開も含めて取組を進めるべきと思いますが、考え方についてお示し願いたいと思います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。まず、輪厚工業団地の操業5年以内の根拠でございますが、土地開発公社と企業における土地売買契約の契約書の第14条に引渡しの日より原則5年以内に指定用途に供する施設等を建設し操業を開始するものと規定されており、原則5年以内とうたわれております。この5年以内に操業する形で当初、分譲申込みをいただいております。その中で、状況の変化などからこの5年以内の操業ができるかどうか企業と協議を持ちまして、5年以内が難しいという場合もありましたことから、どういった理由でそうなったのかなどの内容を含めた計画変更手続を土地開発公社に提出いただいた中で、理事会で審議され決定したところでありまして、原則5年ということですので、5年を経過前に、まずそこを確認した上で、その内容に応じて判断されたところでございます。また、10年間については、指定用途に供するものと第15条で規定されておりますので、基本的には操業については原則5年以内がまずございまして、その次に10年間にわたり継続して指定用途に供するものという条件になっているところでございます。また、議会への報告でございますが、正確な時期と場は確認しないといけないうすけれども、5年を経過するので、その前に大和ハウスから変更の手続き等が出てくるということで報告はさせていただいていたと認識しております。

次に、企業立地促進条例の課税免除、奨励金の対象の関係でございます。こちらについては、土地の取得から5年以内が対象要件の一つとなっておりますので、5年以上経過した場合には、この制度の対象にはならないとなっております。そして創業と雇用の対策についての考え方でございますが、雇用につきましては、北海道におきましても、若者の早期離職に対する取組の検討実施などが進んでおりまして、現在、新型コロナウイルス感染症の影響などもございますので、そういった内容も考慮しながら今後、雇用対策について検討してまいりたいと考えております。創業支援につきましても、現在の創業の状況なども踏まえ、今後必要な支援が何かというところで検討を進めてまいりたいと考えております。

山本委員

企業誘致については、納得できませんので留保したいと思います。

中川委員長

ほかに、ございませんか。鶴谷委員。

鶴谷委員

1事業について伺います。決算書183ページ、成果に関する報告書56ページです。商工魅力発信事業について、伺います。こちらの事業の中で、きたひろしまカレッジというのが行われたと思いますが、加盟店各店の皆さんが講師となって、専門的な知識や情報などの講座を行うということでチラシを拝見していましたが、こちらの利用客、数利用人数などの実績と成果について説明をお願いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

北広島商工会が実施しております、きたひろしまカレッジにつきましては、昨年度8月から9月、そして1月から2月の2回開催しております。1回目につきましては、参加店舗39件、利用者257人、2回目は参加店舗29件、利用者213人という結果となっております。事業の成果につきましては、参加店舗、利用者でそれぞれアンケートを実施しており、参加店舗の回答では、自店のPR、顧客開拓などの目的達成の手応えについての設問に対しまして、手応えがあったと回答した事業者が94%となっており、利用者の回答では、お店を知るきっかけになるかという設問に対しまして、なると回答された方が98%となっております。少しずつですが、市内事業者を知るきっかけづくりとして効果が出ていることから、お店の顧客確保にもつながってきているものと認識しているところであります。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、補助金100万円とありますが、補助金の使い道の自由度について取り決めなどはあるのか伺います。また、今年度も実施されていますが、今後の継続についてはどのように検討しているのか伺います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答えを申し上げます。まず、交付金の具体的な使途についてでございますが、事業の検討に当たりましては、商工会からきたひろしまカレッジへの支援について要望がございまして、内容について協議検討を行い、チラシ・ポスターの印刷費、新聞折込み、ポスティングなどに係る費用、スタンプラリーの景品等の購入費などを補助対象経費として要綱で定めて交付しているところでございます。

次に、今後の実施の考え方についてでございますが、本事業につきましては、単年度ごとに事業の成果等を確認しているところですが、アンケート結果などから、市民が市内事業者を知るきっかけづくりに一定の効果が出て

いるものと認識しておりまして、地域経済の活性化や商工業の振興にもつながるものと考えておりますことから、今年度におきましても継続して支援しているところでございます。次年度以降につきましては、商工会では継続実施する予定で検討を進めており、本市からの支援につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

提案ですが、今後も継続される中で、今コロナ禍で、商工業地域の商店を営まれている皆さんへの影響は大きいと思います。その中でも工夫されて、様々な魅力ある催しや商品、サービスを努力されていると思っております。皆さんにとっては、本当に消費、売上げにつながるが一番大切であって、地元に住んでいる市民の方での消費喚起というところも取組が広がっていくと良いと考えます。それには、情報発信が大切だと考えます。アクセスにつながる、ホームページやインターネット情報の環境整備の充実には、やはり整備するには相応の経費がかかるものもあると思いますし、また、消費税増税などによる全体的な経費負担も増えているのではないかと考えられます。お答えにありました、地元の企業と事業者と市民をつなぐ事業の支援として補助枠の拡充などについて、商工会とも協議して必要に応じ検討を進めていただきたいと思いますと考えますが、改めて見解をお伺いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

市内の事業所の支援ということでございますが、先ほど、委員がおっしゃいました、消費の喚起等につきましては、きたひろしまカレッジの事業もそうですが、市独自の事業としまして、魅力発信のパネル展示などを一昨年から実施しておりまして、今年度の話になりますが、きたひろしまカレッジが現在実施している期間ですが、期間終了後、実施した内容のパネルの展示を11月下旬にエルフィンパーク等で開催することで考えておりまして、そちらに併せて、市民の方がお店を紹介する写真などの応募を募って、併せて展示する形で開催したいと考えております。また、企業自らがPRをしたいということで申込みを受け、いろいろな展示物などのブースを設けた企業の企業展を組み合わせた展示をしまして、市民の皆さんをはじめ駅近くですので、市外の方にも市内事業者の魅力を知っていただく機会を作っていきたいと予定しているところでございます。また、交付金の関係の金額のお話につきましては、次年度の商工会の事業の内容等もこれから伺う予定になっておりますので、そういった内容も含めまして、どういった支援が必要か判断してまいりたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

稲田委員。

稲田委員

1点、お聞きいたします。観光振興事業、決算書183ページ、成果に関する報告書57ページです。平成29年に観光の振興を拡大として観光協会の独立法人化に向けた取組を支援しますということで、470万円の予算が上げられておりました。今回、令和元年の決算では715万5,000円とあります。北広島観光協会独立化に向けた取組ということで支援するということですが、法人化のメリットをお聞きいたします。

中川委員長

松田観光協会担当参事。

松田観光協会担当参事

観光協会についてであります。法人化につきましては、本市の観光施策との一層の連携強化につながり、市全体として一体的な観光振興を図れることが期待できるところであります。また、法人化した場合のメリットにつきましては、民間経営手法となりますことから、行政側で関わってきた事業では限界があった、特に収益事業を徹底的に積極的に展開することなどが可能になること。また、任意団体に比べ、認知度や信用力の向上が考えられます。加えまして、法人化への検討によって事業内容や組織体制など、様々な見直しが行われるものと考えられますので、観光協会の組織強化につながっていくものと考えております。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

収益事業を積極的に展開すること、それから、認知度、信用力が法人化によって向上するというので、私のもとに市内事業所の皆さんから法人化を大変に期待、そして、心待ちにされているという声が届いておりますが、これまでの観光協会の法人化への取組についての経過をお示してください。

中川委員長

松田参事。

松田観光協会担当参事

昨年度、観光協会では11名の委員で構成する北広島市観光協会の在り方について考える検討委員会を設置し、組織の在り方について検討を進めております。また、今年度から、協会内において、法人化準備委員会を設け、法人の事業範囲や財政計画などについて検討を進めている状況となっております。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

この法人化は、本市の観光施策に一層の連帯強化につながるというお答えを先ほどいただきましたので、より早く進むように願っております。

もう1点ですが、エルフィンパーク内に観光案内所が開設されましたけれども、この案内所についての状況など詳しくお示してください。

中川委員長

松田参事。

松田観光協会担当参事

エルフィンパーク内の観光案内所についてお答えいたします。観光協会から入ってきている状況としましては、現在、コロナ状況において、インバウンドの方は非常に少ない中ではありますが、置いてあるパンフレットなど

を積極的に持っている方が非常に多いということと、特に観光客以外でも市民の方の来訪者や質問が多いと聞いておりますので、今後、そういった状況を検討しながら設置について検討していくことを聞いております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

島崎委員。

島崎委員

サイクルツーリズムと観光拠点整備事業について、お伺いしたいと思います。決算書 183 ページ、報告書 70 ページです。まず、プロモーションの内容について、少し整理して伺いたいと思っています。この中で、地方創成の交付金等を半額くらいいただいているわけですが、いろいろな説明等でそちらに書いてございますが、そこが全てではないと思いますが、こういった配布先なのか、活動内容についてお伺いしたいと思います。

中川委員長

山田観光振興課長。

山田観光振興課長

サイクルツーリズムと観光拠点整備事業のプロモーションの関係でございます。WEB でのプロモーションのほか、昨年につきましては、サイクリングツアーを2回行っていますが、ツアーのチラシ等につきましては、札幌も含め自転車売っているようなサイクリング店頭でもPRをしている状況でございます。また、首都圏等のプロモーションの一つでございますが、ツーリズム EXPO ジャパン 2019 ということで、大阪で昨年 10 月 26 日から 27 日の間、開催されています。そこで、石狩振興局や他自治体と連携して、私どもの市の観光資源と併せてPRを実施している状況でございます。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

そういった外向けの活動とともに、私も日頃、今年新設された観光協会のホームページなども頻繁に拝見していますが、例えば、サイクリングツアーに参加してもらった方や当市に来訪していただいた方などに SNS で情報を拡散していただく方法、取組を上手く検討していただけないかと思っています。今、観光協会ではツイッターとホームページになっていますが、今、相互の作用を考えたときに、やはりツイッター、フェイスブック、インスタグラムの三種の神器は欠かせないのではないかと思います。それから、今、ホームページ費用については、おそらく観光協会を持っているのかと思いますが、連携の中で私も見っていますが、例えば、今回の電動サイクルなどの告知をされていますが、多分、この中にいる議員でも知っている方はいないのではないかと思います。そういったことも含めると、ホームページの中で項目の中でスリークリックして入って行って、ポスターにたどり着くようだといえます。インスタグラム、フェイスブック等、ワンクリックで情報に届かないと今、見ません。そういったことが傾向として出ていますので、そういった三種の神器とホームページとの相互リンクを掛け合わせる方法を考えていただきたいです。私は、ニセコのカフェに行きましてインスタグラムを上げました。そうしたら、ニセコ観光協会からダイレクトメッセージがきます。お客様にご来店ありがとうございますと。写真を使わせていただいて良いでしょうか。尚且つ、お客様をタグ付けしてよろしいでしょうかというダイレクトメッセージがきました。それから、富良野に行った時のお店でもそういったことを言われて、割引券をくださったり、イン

スタグラムで発信することによってのお互いのメリットを出されているのだと思います。そういった各方面に波及連携することがこれから期待されると思いますので、その辺りについて、今後、こういった考えがあるのかとか、今言ったお話をどう受けとめられるかお聞きしたいです。

中川委員長

山田課長。

山田観光振興課長

再質問にお答え申し上げます。委員がおっしゃったとおり、WEB 上で何クリックか入っていきと到達する前にあきらめる方もいらっしゃるというのは、私どもも思っております。先ほどの SNS ツール、インスタグラム等も含めてですが、いろいろな部分のイベント、参加する方、あるいは来訪いただいた方も含めて投稿された情報は、やはり有意義な情報であります。それに伴って、リツイートで不特定多数の方への波及も大いにメリットとしては出てくると認識している状況です。また、ハッシュタグのようなものであったり、それが検索結果などでより効果的に口コミを伝播していく総合的メリットは多く、展開も可能だと思っております。その活用については、単なる観光情報の発信に留まることなく、多くの方に知ってもらう工夫は必要だと認識しておりまして、そのハッシュタグを活用する、促す、あるいは、観光協会としっかり連携して、より高度な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

市内から来ていただく方にはもちろんですが、市内の方にもより知っていただいて、市内居住の方から、北広島にこんなところがあるから来てみないかいというようなお声掛けも含めると、市内の方への発信も大事だと思います。例えば、電動サイクルなどは、女性でも簡単に竹山高原温泉まで上がってしまうくらい、何も疲れなくて着くので、使いますよね。例えば、団地の中のトリムコースの紅葉の様子だとかを簡単にアップするだとか、細かくなりますけれども、日常のたわいのないことをどんどん発信していくことがより多くの方に知っていただくことになると思うので、大変だと思いますが、こまめな作業をしていくことが拡散していく大事なことだと思います。我々、議員もそういう仕事なので、皆さんそういったツールを使って行っていますが、そこは営業努力という形なのかと思いますので、今後に期待したいと思っていますので、この点については、先ほど、答弁をいただきましたのでいりませんが、先先を読んだ展開をしていただきたいと思っています。答弁は、結構です。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

人見委員。

人見委員

1 点、質問します。企業誘致推進事業で、決算書 182 ページから 183 ページ、報告書 57 ページです。企業誘致推進事業の中で、事業所の新增設者に対して市内居住者を新規に採用した場合に奨励金を交付するというのですが、この奨励金交付対象として雇用した方の雇用形態は正規、非正規を問わないのかお尋ねします。

次に、この奨励金の支給時期というのは採用が決まってからどのタイミングで行うのか、お尋ねします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

奨励金につきましては、企業立地促進条例に基づきまして、事業所の新設増設に伴い、常時雇用者を雇用した場合に、その規模や雇用人数などを要件に固定資産税の課税免除、そして市内雇用人数分の奨励金一人50万円を交付しているところでございます。雇用形態につきましては、事業所の創業時から雇用されている市内居住者で雇用期間の定めのない常時雇用者としていただいております。これにつきましては、正職員だけではなく、パートタイム従業員の方も含まれるものとなっております。次に、奨励金の支給時期についてでございますが、事業所の新設増設後、固定資産税評価額、新規雇用された常時雇用者数などの要件に該当する場合、本制度における市の指定事業者となるための申請をしていただきます。指定事業者として決定した場合には、操業の翌年度から最大3年間の固定資産税等の課税免除、雇用に関する奨励金につきましては操業の翌々年度から最大3年間一人当たり50万円の交付を受けることとなっております。交付申請に係る書類一式を毎年度提出していただき、審査の上で交付しているところでございます。

中川委員長

人見委員。

人見委員

再質問します。この事業が始まったのが、平成23年スタートと伺っておりますけれども、この事業についての市側の評価について、お尋ねします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

本制度につきましては、平成23年度の制度開始からこれまで12社におきまして、54人の市内雇用が新たに発生しているところでございます。そのうち、助成最終年度、3年目となりますけれども、3年目まで継続雇用された人数が41人となっていることから、雇用の維持について、一定の効果が出ているものと認識しているところでございます。

中川委員長

人見委員。

人見委員

雇用が繋がっているということなので、これは市の発展、人口増についても十分効果があると思いますので、これからも状況を見ながら続けていただくことをお願いします。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

買物不便者対策事業について、伺います。決算書 181 ページ、報告書 56 ページです。まず、移動販売の試行検証について、1日当たりの平均利用者数の目標は 60 人ということでありましたが、実際はどうであったか伺います。また、利用者はどのような声を寄せているか伺います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

移動販売の利用者数につきましては、運行を開始しました、平成 31 年 3 月から令和 2 年 3 月までの 1 年間の利用者数を集計しました結果、1日平均で 49 人という結果となっております。また、利用者からの声につきましては、自宅前まで来てもらってありがたいといったお声や商品の取り寄せ希望に対応してもらって助かっているといったご意見を頂いているところでございます。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

段々定着してきているようで、良かったです。移動販売の試行は、団地地区で行われていますが、買物に不便を感じていらっしゃる地区は、西部地区ですとかほかにもあります。ほかの地区でもこのような取組ができれば良いと思うのですが、コープさっぽろの移動販売の赤字と黒字のどのくらいの額が売れているのかを教えてくださいましたらと思います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。まず、団地地区以外の地区も含めた対策につきましては、団地地区で申し上げますと、1年6か月ぐらい経ちますが、その間にコープさっぽろと運行エリアの見直しなどの協議を進めながら継続運行をしております、実際に一部地区ですが、新たに8月から運行していなかった山手町の一部を追加して運行エリアの見直しということで進めているところでございます。それ以外の地区におきましては、複数の事業者と移動販売を含めた取組の可能性等について、意見交換を進めているところでございます。また、昨年度作成いたしました市内の買物サービスを紹介するガイドブックの配布を進めておりまして、今後、5地区で予定しております、買物サービスの内容や活用方法を紹介する講習会などの取組を進めまして、宅配サービスなどの周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、現在の移動販売の実施状況の動きについてでございます。この度の、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などで移動販売の利用につきましては、2月下旬ころから増加傾向に推移しております。今年度に入りまして、4月から9月の1日当たりの平均利用者数は、52人となっております、売上金額までは申し上げられませんが、売上げにつきましても増加傾向にあると把握しているところでございます。これにつきましては、外出自粛などにより、新たに利用された方が増えたこと、また、そのうち実際に利用して便利だったことから継続利用されている方、また、これをきっかけに生活スタイルを見直す方などがいることが主な増加の要因と考えているところでございます。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

1点、お聞きします。決算書179ページ、中小企業者等融資事業。運転資金、設備資金の融資実績と返済において焦げ付き等があったのかどうか詳しくご説明をお願いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

令和元年度の融資実績につきましては、全体で150件、金額は15億3,984万円となっております。融資実績内訳といたしましては、運転資金が85件で11億6,550万円、設備資金が19件、1億7,914万円、小口企業資金が46件で、1億9,520万円となっております。前年度と比較しますと、全体の件数では16件の減少となっておりますが、融資の金額といたしましては、4,885万円の増加となっております。運転資金では、件数は11件の減少ですが、金額では1,240万円の増加、設備資金では件数で5件の増加、融資額でも6,063万円の増加となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響などから、本年3月の融資の利用が増えており、3月の運転資金については、10件、1億4,900万円の利用となっております、前年同月比1.3倍となっております。

次に、融資を受けた企業の倒産件数についてでございますが、本市に対しましての報告が義務付けられているものではありませんことから、直接把握はしておりませんが、民間の調査機関が発行する資料を確認しましたところ、倒産企業の掲載は無かったところであり、また、市内金融機関からの情報としましても、倒産企業の情報は聞いていないところでございます。

次に、融資の返済ができなかった企業の件数についてでございますが、令和元年度につきましては、返済に滞りが生じた企業は無かったところでございます。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

1点、再質問します。数年前から、運転資金、設備資金、片方だけでも上限の3,000万円まで融資が受けられるように制度を改正していただいたのですが、今回の実績の中で、運転にしる設備にしる、3,000万円の上限額まで借りた件数がわかればお答えいただけますか。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

再質問にお答え申し上げます。平成29年度に運転1,500万円、設備1,500万円を統合して3,000万円ということで、制度改正を行ったところでございます。申し訳ございませんが、上限の3,000万円まで借りた件数は手元に資料がございませんので申し上げられませんが、利用自体は増加傾向にあると認識しているところでございます。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、商工費の商工振興費の住宅リフォーム支援事業を除く商工労働費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 31 分 休 憩

午前 11 時 31 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、都市計画費の下水道事業費を除く土木費の質疑を行います。

どなたかいらっしゃいませんか。

青木委員。

青木委員

1点、お伺いいたします。都市公園整備事業、ボールパーク関連についてであります。決算書は201ページ、報告書47ページであります。決算書を見ますと、補償補填及び賠償金ということで、3億3,023万6,294円が決算額として出ていますが、この具体的内容について、お示しいただきたいと思います。

中川委員長

中垣ボールパーク推進室ボールパーク施設課長。

中垣ボールパーク施設課長

ボールパーク関連の都市公園事業における補償補填及び賠償金につきましては、現在、整備が進められているきたひろしま総合運動公園予定地において、業務用地として使用していた法人3社、個人2名の郊外移転に係る移転補償費であります。支障となった主な物件としましては、倉庫や事務所などの建物補償が12棟、これに附帯する機械工作物や給排水設備などの工作物補償、庭木などの立木補償等となっております。また、これらを物件を郊外に移転する補償費のほかに動産移転費や移転にかかる諸経費など移転雑費として補償したものであります。

中川委員長

青木委員。

青木委員

実際、今年から現場での工事もスタートして、こういった補償補填、賠償という部分では、ほぼ決着が付いている感がありますが、本年度については、最終的な賠償、補償補填という部分では、お幾らくらいの金額見込みであるのか教えてください。

中川委員長

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

再質問にお答え申し上げます。きたひろしま総合運動公園予定地の用地取得につきましては、今年度で完了となりますが、今年度の用地取得箇所には支障物件は無かったことから、都市公園事業の補償費はございません。

中川委員長

青木委員。

青木委員

道路などの部分での補償は、今後も発生しないのでしょうか。

中川委員長

中垣課長。

中垣ボールパーク施設課長

ボールパーク関連の道路事業につきましては、4車線へ拡幅する北進通と国道274号へ接続する西裏線に係る支障物件の移転補償費として、今年度は6件、約2億5,000万円を予定してところであり、こちらにつきましては、当初予算で措置されているところでございます。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

治水対策促進事業と除雪車等購入事業について伺います。まず、治水対策促進事業について決算書189ページ、報告書48ページです。千歳川治水対策促進連合期成会との連携について伺います。東の里遊水地が完成して供用開始されたあとも期成会の活動が続くのかどうか伺います。治水対策のために要望活動を国に行っていく大きな枠組みは、今後も大切だと思いますが、いかがでしょうか。

また、除雪車等購入事業について伺います。報告書63ページ、決算書についてページ数はありません。当初、更新を予定していた除雪車両が買えなかったということですが、当面、問題なく使えたのかの確認です。

中川委員長

中居庶務課長。

中居庶務課長

私からは、治水対策促進事業に関しましてのご質問にお答え申し上げます。千歳川の流域治水対策は、平成17年に国が策定しました千歳川河川整備計画に基づいて進められております。この計画では、千歳川及び輪厚川などの支川の堤防の強化、同じく千歳川及び支川の河道の掘削、今年度から供用開始となりました東の里遊水地を含む4市2町の遊水地群を整備することとしておりまして、これらのうち整備が完了しているのは千歳川の河道掘削と遊水地群の整備であります。ですので、委員のおっしゃられたとおり、流域の治水安全向上の為には様々な場面で要望活動が重要と考えておりまして、治水対策促進期成会の活動も今後も当然、続くこととなります。また、本市といたしましては、今後も期成会の活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。

中川委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

私からは、除雪車等購入事業についてお答え申し上げます。令和元年度に更新予定でありました、除雪トラックにつきましては、修繕が必要な箇所につきましては、車両点検時に部品の交換等を実施し、除雪体制には問題なく使用しております。また、今年度交付金を充当し当該車両の制作を現在発注しているところであり、除雪の体制や実施への影響はないものと考えているところであります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

小田島委員。

小田島委員

1点、お聞きします。決算書193ページ、橋梁の超寿命化事業、報告書60ページでございます。橋梁の長寿命化事業として橋梁点検を行っておるところでございますが、37橋を点検したと資料に載っています。結果と点検の判定基準をなどについてお伺いたします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

令和元年度の橋梁点検につきましては、市で管理する橋梁全84橋のうち、報告書では37橋となっておりますが、上下線で2橋有する橋がありますので、点検は38橋となっております。38橋の点検結果といたしましては、27橋の橋が、修繕が必要となるランクⅢとの診断を受けております。緊急修繕が必要なランクⅣの橋はなかったところであります。判定の基準といたしましては、ランクⅣという緊急修繕が必要な橋はこのまま継続して使用していくと、落橋といった状況につながる恐れがある状態の橋となっております。ランクⅢは、修繕が必要な橋となっております。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

数字の訂正がございましたが、点検結果で27橋が修繕を必要とするランクⅢという答弁でございました。この報告の備考欄、説明欄を見ますと、年度大体、橋梁の補修工事で4橋ぐらい、そして補修に伴う設計委託で4橋ぐらいということでしたら、27橋を緊急性は薄いかもしれませんが、今後、補修しなければならない橋だと理解しますと、修繕の年次的な実施は、大体、どの程度から進めていくものなのかお伺いたします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

橋梁長寿命化事業につきましては、国の補助金を充当して実施しております、平成25年から実施しており、実施率としましては、4.8%となっておりますので、この27橋の橋を全て完了するには、それなりの年数がかかると認識しております。

中川委員長

小田島委員。

小田島委員

長寿命化点検、今回が何年かの間にまた1サイクルで点検をすると思いますが、それは、傷み具合の優劣を付けながらになると思いますけれども、やはり道路は日常生活の中で安全安心で橋なども整備しなければならない状況ですので、ぜひ、計画的にその時々状況を見ながら、速やかに補修することを求めていると思います。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

稲田委員。

稲田委員

木造住宅耐震診断改修支援事業、成果に関する報告書が59ページです。こちらの経費の一部を助成とありますが、木造住宅診断補助0件、改修補助0件とあります。この0件の申請の理由をお伺いいたします。

中川委員長

松崎建築課長。

松崎建築課長

木造住宅耐震診断、耐震改修の助成内容と申請が無かった理由についてであります。この制度は平成18年に建築物の耐震改修の促進に介する法律が改正され、都道府県は耐震改修促進計画を定めることが義務付けられたことから、北海道では、同年12月に北海道耐震改修促進計画を定め、その中で住宅耐震化の目標を掲げております。これを受け、北広島市でも、努力義務ではありますが、平成19年度に北広島市耐震改修促進計画を定め、北海道と同様の目標を掲げたところであり、国からも、これらの費用について、助成制度が設けられていたことから、耐震診断、改修の促進を図るための支援として計画の中に助成制度を位置付けたものであります。木造住宅の耐震診断につきましては、自己の居住の用に供し、昭和56年5月31日以前に建築された、木造2階建てまでの住宅が対象で、耐震診断技術者が行った耐震診断に要する経費の3分の2以内で1住宅につき4万円を限度として助成しております。また、木造住宅の耐震改修についてであります。対象の住宅は耐震診断と同様の内容であります。耐震診断の結果、一般診断法により、上部構造評点が1.0未満と判断された住宅を上部構造評点が1.0以上になるような補強工事を行ったものが対象であり、耐震改修工事に要する費用の額の区分により、最大30万円の助成を行っております。

次に、申請がなかった理由についてであります。耐震診断改修の対象が昭和56年以前の住宅であり、少なくとも建築後39年以上経過していることや、市の補助があるといっても、耐震に係る改修費が高額になること、また年々建替えなどにより、対象となる住宅が少なくなっていることから申請はなかったものと考えております。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

対象となる家屋が少なくなったことが大きな理由だと伺いましたが、例えば、その昭和56年以前の住宅をリフォームした場合は、対象から外れるということですね。

中川委員長

松崎課長。

松崎建築課長

リフォーム工事も耐震改修の工事を一緒に行っていただくと、対象になると考えております。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

安心で安全に暮らせるという趣旨からこの制度ができたと伺いましたが、リフォームする場合には、耐震のことに関して指導などはされているのでしょうか。

中川委員長

松崎課長。

松崎建築課長

窓口等にご相談に来られる方は、高齢の世帯と言いますか、お年寄りが多いのですが、その中には、耐震改修工事の内容ですとか、リフォームした場合には幾らぐらいかかりますということは、ご相談させていただいて、お答えしているところです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

4点質問いたします。決算書195ページ、地域除雪懇談会推進事業。地域除雪懇談会は、大曲並木町内会を除いて、ほぼ一巡したと承知しておりますが、ほぼ全町内会を対象に行った懇談会、フォローアップも一巡したと思います。この事業の市民の評価はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

次に、決算書197ページ、生活道路整備事業、生活道路の整備率は、どこまでに達したのかお聞きします。

次に、決算書201ページ、公園管理経費、緑葉公園の駐車場の横に、安田侃氏のモニュメント作品の置いてある場所がありますが、そこに名前が付いておりません。私も行って確かめましたが、市民の方から場所がわかるような工夫が必要ではないかというご意見もいただきました。また、作品が設置されてかなりの年数が経っていると思いますが、維持管理は今現在どうしているのか、お聞きします。

それから、決算書203ページ、市営住宅管理経費。市営住宅のエレベーターの設置率はどれくらいになったの

か詳しくご説明ください。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

私からは、地域除雪懇談会推進事業について、お答え申し上げます。懇談会後のフォローアップでは、参加者の方々からは、マップについてはおおむね対応できているというご意見をいただいております。また、市民の方からの問合せ件数も減っておりますが、ここ数年は、小雪傾向になっておりますので、その件数減が成果の表れとは一概には考えられないと思っておりますので、今後もマップの情報を共有し、より良い除雪につなげていきたいと考えております。

中川委員長

藤本都市整備課長。

藤本都市整備課長

私からは、生活道路整備事業と公園管理経費について、ご回答いたします。まず、生活道路整備事業ですが、令和元年度の生活道路の整備につきましては、大曲地区の緑の郷4号線、大曲ニュータウン1号線及び、南ヶ丘6号線を整備し、東部地区におきましては、新富西8番通線、東1号線及び稲穂東19番通線の計6路線、714メートルの施工を行い、整備率につきましては、平成30年度末の83.0%から令和元年度末で83.4%と0.4%の増となっております。

続きまして、公園管理経費の件ですが、安田侃氏の彫刻「新生」が展示されている緑葉公園の広場の名前につきましては、公園利用者や市民の声を参考に、その必要性も含め今後検討してまいります。また、彫刻の維持管理でございますが、平成16年に表面のコーティング処理を実施しており、その後のメンテナンスにつきましては平成29年に表面の清掃を実施しております。なお現在、彫刻表面の黒ずみが進行している状況がございますので、来年度以降の補修に向けて、現在検討しているところであります。

中川委員長

松崎課長。

松崎建築課長

私からは、令和元年度末の市営住宅エレベーターの設置率に係る質問についてお答えいたします。令和元年度に共栄団地5号棟2階建て20戸の市営住宅が増えましたことから、令和元年度末における、市営住宅の棟数及び管理戸数は17棟332戸になります。このうち、エレベーターが設置されているのは、3階建て36戸入居の西の里団地A棟と5階建て50戸入居の共栄団地1号棟、同じく、5階建て40戸入居の共栄団地3号棟、合わせて3棟126戸となっております。このことから、エレベーターの設置率については、戸数割合では、管理戸数332戸のうち126戸がエレベーター付きとなりますので、約38%、棟数の割合では、全体17棟のうち、3棟がエレベーター付きとなりますので、18%となっております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問いたします。地域除雪懇談会ですが、おおむね町内会の方とのやりとりの中で、それなりの評価はいただいている反応だったということですが、今後、この懇談会を、年数を空けて、再度繰り返して行うのか、違った形で地域の除雪ニーズを掴もうと考えているのか、今後の進め方について見解があれば、お聞きします。

それから、生活道路整備事業、6 路線行ったのですが、距離が短いので 1%も増えていないということで、生活道路は特に市民にとっては、身近な事業ですから、道路が傷んでいる町内会では早くして欲しいという切実な声が我々にも届いています。まず、今 83.4%ですが、せめて 90%になるには、今のペースだとどの程度かかるのか、その辺りの見解や見通しをお答えください。

市営住宅管理費経費ですが、3 階建て以上の市営住宅にエレベーターが設置されていますが、今後、市として増設していく予定はどうかお聞きします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

除雪懇談会についてですが、今後、同じような除雪懇談会をもう一巡開催するのか、または近隣他市で実施しているような小学生を対象にした除雪授業を行うかなどは、来年度改定予定の地域雪対策基本計画の中で検討することになっております。

中川委員長

藤本課長。

藤本都市整備課長

私からは、生活道路の整備率 90%になるには、どの程度かかるのかについて回答いたします。今後の予定としましては、現在実施しております東部地区や大曲地区の現状の路面状況に応じた形で路線を選定し継続して改修してまいりたいと考えております。生活道路の進捗率につきましては、スピード感を持ち実施したいと考えておりますが、補助事業を活用していることもございまして、具体的にいつまでとのご回答は難しいですが、仮に現在のペースで整備を進めた場合は、整備率 90%となるには 18 年かかるだろうという計算になります。

中川委員長

平川建設部長。

平川建設部長

私から、公営住宅の今後の予定について、お答え申し上げます。まず、公営住宅長寿命化計画についてであります。令和 3 年度に計画期間が満了となることから、来年度見直しを行う予定であり、その中で輪厚団地のエレベーターの設置の位置付けることとしております。また、工事に先立ち、実施設計委託を令和 3 年度に行う予定とされているところであります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

島崎委員。

島崎委員

自転車駐車場の管理事業についてお伺いいたします。まず、そのまま事業の内容と伺っていますが、委託料、その他、需用費とあります。需用費で40万円、委託費はシルバー人材センターかと思いますが、需要費の40万円の内訳等をお伺いしたい。それから、冬期間自転車があるのは、ということなのかと思います。見回りをし、一度撤去してもらったりしていますが、例えば、去年だと12月末まで降雪が無かったので、自転車を使っている方もいたと思いますが、それ以降の近隣の管理等について、西口、東口と商業施設の周りも含めてどういった状況になっているのかお伺いしたいと思います。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

自転車駐車場の管理業務といたしまして、需用費の内訳ですが、電気料金と昨年度は、消耗品として消火器を一つ買っております。そちらの合計が40万3,677円となっております。駐車場の管理といたしまして、日々の管理といたしましては、朝昼晩にシルバー人材センターに委託しております職員によって、駐車自転車の整理や駐車場等の清掃を行っております。冬期間の放置自転車につきましては、11月末で駐車場を閉鎖しておりますので、その時点で放置されている自転車に撤去予告の札を付けて、一定期間経過後に撤去し、西口駐車場に集約して次年度の6月まで保管後、引取りの無かった自転車については市で処分しております。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

冬期間、長期放置の場合は、そういった状況はわかるのですが、例えば、去年どのくらいの台数が撤去され処分されて、鉄売却収入が1万円とありますが、今、もう少し鉄はあると思います。どのくらいの台数だったのかということと、夏場も放置しているものはかなりあるのではないかと思います。そういったものについて監視をしていただくのであれば、目印を付けるだとか一定程度の管理をして、朝、自転車に乗って行く方は、限りなく駅に近いところに乗っていきたいです。私も時々使わせていただきますが、そうなった時に一番近いところに、同じような自転車がいつまでもあるのは不自然ではないかと私は見えています。夏場の管理も含めてですが、一定期間、例えばパンクをして放置しているのであれば、パンクして動かせないのであれば、どうなのかということ、札を貼るとか、市内ではパンク修理をするといっても、お店もないぐらいです。そういった自転車も夏場はあるのではないかと思います。そういったことも含めると、夏場の管理方法についての見解と、去年の6月でどのくらいの台数を処分しているのかを再度お聞きしたいと思います。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

再質問にお答え申し上げます。夏場の自転車駐車場管理といたしましては、自転車駐車場を利用している方々の利用形態や利用時間等も含めて人それぞれ、様々であり、駐車自転車と放置自転車の見極めは難しいと考えているところではありますが、委員がおっしゃるとおり、パンクやサドルがなかったり、明らかに放置されている自転車も見掛けることがございますので、そちらについては、何か告知出来るような対策を取っていきたくと検討

してまいりたいと考えております。昨年6月に撤去し処分した自転車の台数は、91台となっております。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

西口については、2階の駐輪場はなかなか使いにくいのかと思います。東口のほうは今後、駅周辺の開発も含めると、エルフィンロードからポールパークのほうに行かれるときの活用方法だとか、西口、東口ありますが、それぞれ、建築年数がどれくらい経っているのかお伺いします。その辺りの集約の仕方を周知して欲しいことと、東光ストアからは、串鳥のお店の前辺りにずっと放置している自転車があって、冬場も何台も投げてあって困ると伺っています。去年は、私が片付けて積んできました。それから、栄町の陸橋から降りてきたところにも結構、自転車が置いてあります。ここは、駅周辺の良好な環境保持のためと事業内容書いてあるので、駐輪場だけに限らず周辺の放置、捨ててあるような自転車についても商業施設の方の所にあるのであれば、きちんとお話をさせていただいて駅周辺の美化に努めていただきたいと思います。東口、西口については、今後の在り方も含めて、今日は企画部長がきていただいていますので、聞いていただいていると思いますが、今後の在り方、整備の仕方についても検討していただきたいと思います。見解をお伺いしたいと思います。

中川委員長

暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後0時03分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

林課長。

林商工業振興課長

商業地周辺の自転車駐車の関係ですが、民間の所有地になりますので状況を確認して、敷地管理者にこのようなお話があったことを伝えていきたいと考えております。駐輪場の築年数につきましては、手元に資料がございませんので、今ここでお答えすることはできません。

中川委員長

平川部長。

平川建設部長

私から、駅東口、西口の駐輪場の周知についてということで、こちらにつきましては適正な利用になるように現地の看板やホームページ、いろいろな媒体も考え対応をしてみたいと思います。また、いずれにしましても駅西口、東口につきましては、自転車道の関係や、西口の再整備等も検討しておりますので、そういう中で総合的に今後検討を進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、都市計画費の下水道事業費を除く土木費の質疑を終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時04分 休 憩

午後0時59分 再 開

藤田副委員長

休憩を解き、再開をいたします。

次に、総務費の総務管理費の防災費のうち、まちづくり構想策定事業、教育費のうち、教育振興費の幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備金支援事業、幼稚園協会連携事業及び、幼稚園振興事業を除く教育総務費、小学校費、中学校費、保健体育費のうち、学校給食総務費、小学校給食運営費及び中学校給食運営費の質疑を行います。

質問のある方は、どうぞ。

大迫委員。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

1点、お聞きします。成果報告の2ページになりますが、一般会計の歳出の関係で、教育費が予算額に対して決算額は79.2%、通常ほかの費目を見ましても90%の後半になっていまして、約20%は執行率が落ちてきている状況でございますので、どういったことが原因なのかをお聞きしたいと思います。

藤田副委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

教育費の執行率についてありますが、未執行額約20%、金額にしまして約4,930万円相当の主な内容や要因についてありますが、1点目としまして、国の補正予算の採択を受け、本年第1回定例会において補正予算、また繰越しについて議決をいただきました大曲中学校大規模改造事業と小中学校施設非構造部材耐震化事業に係る繰越額3億7,711万円。

また、2点目としまして、新型コロナウイルス感染症対応として実施しました学校の臨時休業に伴い、2月末から3月の光熱水費及び給食提供回数の減少等による執行残が約3,400万円生じたほか、各種事業における入札による落札先事務事業の工夫による経費の縮減等によるものであります。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

補正予算で、3 億 7,000 万円ぐらい付いたことのほか、コロナ関係でなってきたと理解出来ましたので、引き続き、執行をよろしくお願ひしたいと思います。

藤田副委員長

ほかに、質疑のある方。

永井委員。

永井委員

特別支援教育推進事業はこちらになるかと思いますが、現状の支援体制、支援員が小中学校に 23 人、学級介助員が小中学校に 15 人ずつ配置されていることは承知していますが、十分な特別支援教育が実施されているかどうか、状況、内容について伺います。近年、医療的ケアを含む特別な支援が必要な子どもたちが増えていると思います。多動であったり、学習障がい、どうしても友だち関係がうまく作れないというような様々な支援が必要な子どもたちが増えていると思いますが、現状の支援体制の分析などについてどのように捉えているか伺います。

藤田副委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

特別支援教育に係る人材の配置状況についてであります。現在のところ、特別支援教育支援につきましては全ての小学校に複数配置するなど、全ての小中学校に配置しているところであります。また、特例支援学級介助員につきましては、特別な介助や支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に 1 名から 2 名を配置しているところであります。現状といたしましては、各学校の状況に応じた支援体制の整備を進めているものと認識しておりますが、年度ごとに各学校に在籍する予定の児童生徒の実態に応じ、配置人数を変更するなどの対応を行っているところであります。続きまして、特別支援教育の体制についてであります。現状といたしましては、各学校の状況に応じた支援体制は整備されているものと認識しておりますが、今後につきましても、入学や転入等を控えた児童生徒の実態の早期把握に努め、必要に応じて増員も含めた人員配置の見直しを検討してまいりたいと考えております。なお、医療的ケアが必要な児童生徒につきましては、現在市内の小中学校には在籍しておりませんので、看護師等の配置なども行っていないところであります。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

令和元（2019）年度は、広葉中学校に介助員を拡大したことが報告書にも載っていますが、この決算状況において、今後支援が必要な子どもたちを見込んで、今後も財源を措置していくことを検討しているのかどうかをお聞きしたいのと、コロナ関係での休校中の期間の支援が必要な子どもたちへの対応はどのようであったのか、教育支援、生活支援など、家庭支援と学校教育との連携ではどのように対応したのか伺います。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

特別支援教育の推進体制についてでございますが、毎年度転入予定児童あるいは、他市町村からの転入予定児童等の状況を早期に把握した上で児童生徒の実態に応じた人員配置をできるよう現状の体制の見直し等も含め、必要に応じて増員なども検討して年々対応してきているところでございます。続きまして、一斉臨時休業期間中における特別支援教育についてであります。特別支援教育支援員及び特別支援学級介助員につきましては、支援が必要な児童生徒への授業等における支援や介助等を行う事を職務としているため、一斉臨時休業中において、直接児童生徒のご家庭を訪問するなどの対応は行っていません。こうした児童生徒への対応につきましては、学級担任を中心として電話がけや家庭訪問などを行い児童生徒の学習状況の確認や健康観察等を行っていたところであります。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

学校教育ということで、授業における支援を行うということですので、家庭にはなかなか立ち入れない状況であることは承知してはいますが、家庭支援を行っている事業所あるいは、子ども発達支援センターなどとの連携を今後も強く深めていっていただきたいと思っております。再々質問ですが、現在、小中一貫教育が進められていると思っておりますが、市の政策としての小中一貫教育の中における特別支援教育がどう行っていくのかを明確に示されていないのかと常々感じていたのですが、その点について、お答えできる範囲で何か見解がありましたら伺います。

藤田副委員長

富田小中一貫・教育施策推進課長。

富田小中一貫・教育施策推進課長

小中一貫教育における特別支援教育についてであります。平成29年3月に策定いたしました北広島市小中一貫推進基本方針の中に、一節を設けて掲載しております。具体的に現在行っている内容としましては、個別の支援・指導計画の小中での共有や引き継ぎ、また小中合同での特別支援教育の授業等の展開を行っているところであります。

藤田副委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

通告以外ですが、1点、質問させていただきます。まちづくり構想策定事業についてです。この食育施設には、調理設備が整備されるのか伺います。また、食に関する指導の推進のほか、これまでのアレルギーに関する講演会や食農教室事業などの取組と連携を進めることで、効果的に活用されるのではないかと考えますが、見解を伺います。

藤田副委員長

岡学校給食センター長。

岡学校教育センター長

今、整備計画をしております、防災食育センターにつきましては、調理室スペースについては今のところ想定しておりません。様々な食育関連の取組についてでございますが、新たな施設を活用しまして、現在の小学校給食センターでは、老朽化、狭隘化が非常に進んでいるものですから、対応が娘難しくなっております。小学生の社会見学、市民見学会の受入れを進めていきたいと思っております。また、新入学児童の保護者を対象とした食育の講話ですとか給食試食、自治会町内会、PTAの方々を対象にも同様の給食の試食、講演を行いたいと思っております。夏休みに、実際に給食を作っております厨房エリア、厨房の大型の回転釜などを活用しました夏休みの親子クッキング教室など、ソフト事業についても検討しているところであります。

藤田副委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、総務費の総務管理費の防災費のうち、まちづくり構想策定事業、教育費のうち教育振興費の幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業及び幼稚園振興事業を除く教育総務費、小学校費、中学校費、保健体育費のうち学校給食総務費、小学校給食運営費及び中学校給食運営費の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時12分 再開

藤田副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、教育費のうち社会教育費、学校給食総務費、小学校給食運営費及び中学校給食運営費を除く保健体育費の質疑を行います。

質問のある方は、挙手してください。

大迫委員。

大迫委員

2点について質問いたします。まず、不登校いじめ対策教育相談事業、決算書236ページです。小中学校のいじめの相談件数と相談件数の中のいじめの認知件数を伺います。

もう一つが、青少年安全対策事業、決算書236ページです。ネットパトロールを行っていますが、その成果を教えていただきたいと思っております。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

まず、小中学校のいじめ相談件数についてであります。今年度につきましては、9月末現在で小学校が405件、中学校が48件、合計で453件となっているところであります。続きまして、小中学校のいじめ認知件数についてであります。今年度につきましては、9月末現在で小学校が92件、中学校が33件、合計で125件となっているところであります。

続きまして、青少年安全対策事業、ネットパトロールの成果についてであります。年度当初に実施計画を作

成し、組織的な体制により学校の実情を踏まえ適度な間隔をあけて定期的を実施しているところであり、このほか北海道教育委員会のネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務の委託事業者におけるネットパトロールにおいて、不適切な書込みを検出した場合、書き込んだ内容等が市教委に報告される仕組みとなっているところでもあります。本市における令和元年度の実施状況につきましては、学校が計画的に実施している検索では、不適切な書込みは発見されなかったところではありますが、北海道教育委員会の委託事業者が行う検索の結果、4件の事案が報告されたところでもあります。

藤田副委員長

大迫委員。

大迫委員

不登校のいじめ対策ですが、かなりの件数が、まだまだあるということで、その後の125件に対して、その後の対処はどうだったのかお聞きいたします。

ネットパトロールですが、本市での発見はなしということなので、道の4件について、発見してすぐに連絡がくるとはと思いますが、いじめなどが未然に防げたのか、SNSなどの配信をされている人、また、配信した人、されている人は特定されたのか、改善できたのかお聞きします。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

いじめの防止に向けた、これまでの対応等についてであります。各学校におけるいじめの未然防止等に向けた集会の開催、各種資料による啓発のほか、いじめの未然防止、早期発見、早期解消の取組を一層進めるため、北海道教育委員会と連携したいじめの問題に係る調査等を実施するとともに、心の教育相談員やスクールカウンセラーの配置による相談体制の充実に努めているところであります。なお、今年度につきましては、これまでの取組のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の心や体の変化を把握し、児童生徒への心のケアなど、必要な支援を図るため心と体の健康調査を実施しているところであります。

続きまして、ネットパトロールについてでございますが、先ほどご答弁いたしました、北海道教育委員会の委託事業者が検索した4件のその後の対応についてであります。この4件につきましては、自身の個人情報、例えば学校名や氏名といったものをツイッターやInstagramに投稿していたものでございまして、いずれも危険度は低レベルに該当する書込みでありました。その後の処理といたしましては、委託事業者から報告のありましたURLを関係校に送付して、本人を特定し、厳重に指導した上で当該投稿を削除しているところでございます。

藤田副委員長

大迫委員。

大迫委員

125件の対象ですが、どう対処したのかは、心の相談教室に全部お任せしているのか、わからなかったです。いじめられていた児童生徒は、納得したのか。125件については、その後いじめが発生していないのかお聞きします。

ネットパトロールについては、北海道に委託しているというのは、こちらからの負担金はなく行っていただいていると思います。各学校でネットパトロールを先生が行っていると思いますけれども、今まではホームページや、

いろいろな人が見られるページ、ネットで検索ができましたが、今の SNS は、ネット上で友達関係にならないと見られないということですので、幾らキーワードで検索をしても出てこないです。ですので、多分、令和元年度は1件も発見されていないというのはそういうことだと思います。ですので、パトロールをしているのは、教員の方、学校関係者だと思いますので、その負担を軽減するためにも見つからないのであれば、ネットパトロールは全部、北海道にお任せして、各学校でのネットパトロールは取りやめて、先生方の負担を軽減してはどうかと思います。どうでしょうか。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

いじめの防止に向けたこれまでの対応についてでございますが、今年度、各学校で認知している、1名のケースにつきましては、今年度のいじめの問題に係る調査等におきましても同様に認知しているものでございまして、今後の予定としましては、いじめ把握のためのアンケート調査の結果を踏まえて、その後、対応状況の調査、そして、いじめの問題の取組状況の調査という流れで続いてまいりますので、各学校で認知をしているいじめについては実態を把握するとともに、加害側、被害側の児童生徒がともに、本件について双方、納得のいく形で解決が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、パトロールについてでございますが、ネットパトロールにつきましては、児童生徒がインターネットのウェブサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用により、いじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、学校、教育委員会及び地域が一体となり、児童生徒のネットコミュニケーションの見守り活動等を通して、児童生徒の健全な育成に資することを目的として行うものであり、ネットパトロールの結果、検出された数値の大小をもって、予算措置の必要性等を分析検証してはいたないところであります。なお、本市においては検出された数値は大変低いものでありますが、昨年度の北海道全体の数値としては、高等学校を中心に2,762件の不適切な書き込みが検出されていることから、情報モラル教育のツールとして、関連する予算は継続して要求してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

永井委員。

永井委員

心の教室相談事業、決算書239ページで報告書31ページですが、相談件数が平成30(2018)年度比額で増加している理由について伺います。

不登校いじめ対策教育相談事業ですが、今大迫委員からも質問がありましたけれども、私も北海道教育委員会の調査や心の相談員に任せて終わりという形になっているのではないかという懸念の思いがあります。一般質問でも取り上げましたが、いじめの認知件数がしっかり北海道教育委員会にも報告されているのか、そして、北海道教育委員会からどのように対応しなさいという指導を受けて、市教育委員会ではどのように対応しているのかを具体的に知らせていただきたいと思います。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

まず、心の教室相談事業についてであります。心の教室相談員の相談件数につきましては、実態といたしましては、中学校3年生が3倍程度に増加しておりますが、一人で80件近い相談をした生徒等がいることで、この年度は、相談件数が増加しているものと捉えているところでございます。

続きまして、不登校いじめ対策教育相談事業についてであります。北海道教育委員会に対しては、例年のいじめの実態に係る調査の結果、把握されたいじめについては、その都度、認知として報告しているところでございます。認知を経た上で、各学校、教育委員会が連携をして、まずは解消に向けた取組を行うことになるわけですが、その中では児童生徒が置かれた状況に着目して、学校全体として組織的に対応するように進めているところでございます。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

心の教室相談ですが、このたび、1月から3月までは、コロナの関係で相談員の対応時間数を増やしていることは承知しておりますが、ある教育新聞でも、全国的にコロナの関係で心身に影響の出ている子どもたちが7割、8割増えているという記事も拝見しました。今後、そのような影響が当市においても出てくる可能性が考えられると思いますので、相談員数、また、相談時間の増加など充足について、今後の話になりますが、どのように捉えているのか、対応していくのか伺います。

いじめに関しては、市教委としてもきちんと対応していただきたいと思います。やはり、子どもたちは、コロナ禍において、通常以上に子どもたちの間でいろいろなトラブルなどが出てくることも考えられますので、任せきりではなくて、市教委、学校の先生としても、学校の先生も今大変ですが、学校側としてもいじめがあったことを認知して、それについての対応を取っていただきたいと思います。

質問は、適応指導教室相談員が2人、教育相談員が一人という現在の支援体制で不登校の児童生徒に支援体制を行っていますが、この支援体制で充足されているのかどうか、分析、どのように考えられているか伺います。

また、NPO子どもサポート隊が平成30(2019)年度で解散に至っていると思いますが、この体験活動などの支援業務の今後の方向性について市教委でどのように考えているのか伺います。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

心の教室相談事業についてであります。毎年の各学校からの教育予算要望において、各校から継続配置の要望があるところですが、配置時数拡大の要望については無かったところであり、現在のところは配置人数及び配置時間に不足はないものと考えているところであります。なお、今年度につきましては国の補助事業を活用して新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒の心のケアなどにあたる時数を拡大したところでありますので、今後の補助事業の動向等を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、不登校いじめ対策教育相談事業についてでございますが、先ほど永井委員からご指摘のとおり、今後も教育委員会と学校が連携して、不登校児童生徒の支援に向けて、引き続き、担任による働きかけなど各学校における対応のほか、スクールカウンセラーや心の教室相談員などの相談体制整備、また、不登校児童生徒の実態に応じて市教育委員会や関係機関と支援の在り方などを検討して家庭のご理解を得ながら連携した支援に努めていきたいと考えております。さらに、みらい塾の体制につきましては、通級する生徒も増加傾向にあります。

が、現在のところは指導体制等の支障はなく、運営上も問題ないものと認識しているところであります。

続きまして、NPO 子どもサポート隊の解散に伴う支援業務の継続についてであります。今年度より、みらい塾で行う活動のほじおを行う指導支援ボランティア登録制度を創設したところであります。これまで、NPO 子どもサポート隊として活動し、支援をいただいた方々の中には法人解散後の継続支援のご希望もあり、こうした有志の方々や新規の方々にご登録をいただき、みらい塾への支援を継続しているところであります。今後の方向性として、指導支援ボランティアの登録数拡大などにより幅広い支援が可能となるよう進めてまいりたいと考えております。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

NPO 子どもサポート隊に関連する指導支援ボランティアを今年度より開始したということですが、私も登録して先日、みらい塾の収穫祭に参加させていただきました。実際にみらい塾に登録している生徒たちの人数よりはるかに少ない参加でした。生徒が3人、4人位でした。通級できない子への支援というのも、すごく大切なのではないかととても実感したのですが、おうちから出てこられない子、また、みらい塾にも来られない子への支援として、今後、どのように十分な支援を行っていくか見解を伺います。

藤田副委員長

河合課長。

永井委員

適応指導教室等に通級できない児童生徒への支援についてであります。担任等からの電話連絡や訪問等による支援のほか、不登校児童生徒の実態に応じて、市教委が市役所内外の関係機関と連携して、フリースクールや医療機関、さらに、障がい福祉サービスにつながる支援などを行っているところであり、個々の状況に応じた働きかけとして、当該児童生徒及び保護者の希望により、訪問相談員の派遣なども実施しているところですので、今後もこういった取組を継続してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

山本委員。

山本委員

今の不登校いじめ対策教育相談事業ほか3件、質問したいと思います。まず、不登校児童生徒といじめ防止についてですが、不登校児童生徒の数と先ほど、いじめの認知数が示されました。不登校の中のいじめによって不登校になっている関係についてはどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。それから、その中で重大事案となっているものは、具体的にどれぐらいあるのかということ。それから、先ほどいじめについては、双方が納得するような形で取り組んでいくということでしたが、これは実際、過去のいじめの中で双方が納得して解決したものについての実態といいますか、実績についてはどのように把握されているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、放課後子ども教室事業です。決算書 239 ページ、報告書 38 ページです。これについては、まず事業の本身と具体的に令和元年度で取り組まれた事業内容と実施地域をお示しいただきたいのと、特に放課後、子どもの

居場所対策として同じような事業が行われております。共同事業の出張型広場事業ですとか児童センターとかありますが、そういう事業との関係、地域での実施をどう関連づけて行われているのかお伺いします。

次に、生涯学習振興会支援事業、決算書 233 ページ、報告書 39 ページです。これについては、これまでも何度も一般質問や昨年の決算でも質問してきました。団地地域における生涯学習振興会が、団地地域についてはできていませんけれども、それも含めて、全市的に生涯学習振興会の事業展開をどう取り組んでいるのかについて、お示しいただきたいと思います。

次に、エコミュージアム普及推進事業、決算書 229 ページ、主要施策 39 ページになります。エコミュージアム事業については、複数の場所がありますけれども、特に各展示来場者の実績は、経年でどうなっているのかも含めてお示しいただければと思います。各展示エコミュージアムが有効活用ということについて、どう取り組まれているのか、お示しいただければと思います。

藤田副委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

私から、放課後子ども教室と生涯学習振興会について、お答えいたします。放課後子ども教室についてであります。現在、実施している放課後子ども教室は国が進める地域学校協働活動の一つとして、放課後における学習等の支援、そして安全安心な居場所づくりのため、現在は、大曲小学校、双葉小学校、東部小学校において、実施しているところであります。実施内容としましては、長期休業中を除く 6 月から 2 月の毎週水曜日の 14 時 30 分から 15 時 30 分、学校と連携して、教室や体育館をお借りしながら地域の方などが講師となり、学習活動、体験活動を実施しているところであります。学習活動につきましては、プリント学習のほか、宿題を行うなど授業の学習サポートのほか、体験活動では英語、体育、空手といった専門的知識を持った講師から指導を受けるなどのプログラムを実施しているところであります。対象につきましては、対象小学校の全児童としまして、学童クラブ等の利用の有無に関わらず、事前に届け出いただくことで自由に参加できるものとなっております。学童クラブ利用児童につきましては、関係課と連携を図りながら対応しているところでございます。本事業につきましては、放課後における子どもたちの多様な居場所の一つとして、児童、保護者が自由に選択していただけるものと考えております。また、関係部署等とも連携を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、生涯学習振興会についてでございますが、現在、西部、大曲、西の里、東部地区に生涯学習振興会への支援をしているところでございます。各地区の振興会については毎年 1 回の会長事務局長会議などを開催しながら、情報の共有を行っているところでございます。平成 29 年の社会教育委員の会議におきましては、全市的な生涯学習に関わる議論も行い、振興会各地区の状況に応じて取組が異なることから、全市的な取組は難しいのではないかというご意見もいただいております。しかし、各地区の振興会については、相互に乗り入れ、連携した事業に取り組んでいるところであります。また、団地地区につきましては、民間施設による新たな学習機会の提供や諸団体による学習機会の充実が図られていること、芸術文化ホール、図書館、総合体育館など様々な学びを享受できる地区でありますことから、団地内の生涯学習活動の変化を注視するとのご意見をいただいているところであります。生涯学習につきましては、基本は自発的、主体的に行われることが大切であるということから、それぞれの活動がより活発になるよう活動と活動の緩やかなネットワークづくりについて検討が必要であると考えております。このことから、団地地区におきましては、本年より仮称ではございますが、さんぼまち学びネットとして、トリムコースで結ぶ、各施設のネットワークづくりといったものに取り組んでいるところでございます。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

お答えいたします。いじめ認知件数に対する対応でございますが、現在不登校になっております児童生徒の中にいじめが原因で不登校になっている児童生徒はいないところであります。

次に、これまでの認知を行ったあとの対応についてでございますが、いじめの現在の状況を踏まえて、例えば、現在の対応を客観的に捉えた上で解消している場合や、解消に向けて取組中の場合ですとか、解消に至っていない場合ですとか、対応によって様々であるかと思えます。そういった状況は、その都度配慮しながら、加害者そして保護者、児童、保護者等にもお話を聞くなどして対応しているところであります。被害者側の児童、保護者におかれましても、学校が通えなくなることについての不安を取り除く為に、学校と教育委員会と連携して組織的に対応しているところでございます。

藤田副委員長

丸毛エコミュージアムセンター長。

丸毛エコミュージアムセンター長

エコミュージアムセンターでの企画展の状況でございますが、昨年につきましては、世界の昆虫大集合、また、「きたひろ学校展」の2事業で合計4,414名の入場があったところでございますし、比較的規模の小さいミニ企画展につきましては、中山久蔵翁没後100年展など3事業で1,946人の来場があったところでございます。なお、平成30年度につきましては、2事業で3,373人の来場があった実績でございます。

続きまして、各地区へということでもございましたけれども、出土した化石ですとか昔の道具を小学校等で紹介する取組は実施しておりましたが、市教育委員会で収蔵しております資料を市内で展示する機会については、エコミュージアムセンターが無かった過去には行っておりましたが、エコミュージアムセンターが出来てからは、地域の関係団体の見学会や研修会などにより、エコミュージアムセンターに来場していただく機会が増えたこともあり、これらの機会において案内、解説などを行い、来場者への対応を中心に展開しているところでありますので、各地区への移動展的な内容につきましては現在行っていないところでございます。

藤田副委員長

千葉教育部長。

千葉教育部長

私からは、いじめの重大事態の認知について、お答えいたします。本市におきまして、これまで過去におきまして、いじめの重大事態を認知したことはございます。ただ、内容につきましては様々な要因により、報告することはできませんが、認知したことはございます。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

まず、不登校の中でいじめの要因はないという報告ですが、不登校の生徒の数が報告されていなかったのも、再度報告願いたいと思います。不登校の主な要因をどう把握されているのでしょうか。いじめが無いということで、ほかの要因だと把握されているのかもしれませんが、その中身を教えてくださいと思います。

二つ目は、不登校の中でいじめの件数が無いというのも、私としては非常に不自然だと思います。一般的に、いじめを受けて不登校になっている事例は、私もいろいろ見聞きしていますので、複合的な要因はあるかもしれ

ませんが、それをいじめの認知と不登校を、125 件の中で一つも無いというのも不自然な感じがしますので、その辺りについてどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、過去の双方納得の取組ですが、いろいろ取り組んでいるということで、実際、認知件数と双方納得して、ある程度解決が図られた数的な実績は、どう把握されているのかお聞かせ願いたいと思います。先ほど、永井委員からの質問にも関連しますが、結局、小中学校の場合、ある程度、年数が経ってしまうと、卒業して、結局中学校としては、解決ではないけれども、不登校の人が卒業してしまう状況があるので、関与しないという形になっています。実際には、高校に行っても不登校になっている事案は見られるわけです。そういう意味で、不登校対策を小中学校に限定する取り組みは青少年の健全育成と言いますか、子どもたちをきちんと見守っていくという取組からすると、問題があると考えます。そういう意味で、先ほど不登校に対するボランティア体制の転換が図られたことを機会に不登校対策についての年齢も含めて、強化が必要ではないかと考えますが、それについての見解をお伺いします。

放課後子ども教室の事業ですが、一つは、取組の中身が大曲、双葉、東部ということですが、児童センターも大曲と団地ということで、かなり子どもの居場所、子どもが放課後なり長期休業で対応する地域の偏りがあると思います。そういう意味で、この放課後子ども教室の事業について、他地域への展開をどう考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、生涯学習振興会の支援事業ですが、団地地域、さんぼまちということで、ネットワークができたということは、非常に喜ばしいということで、ぜひ、団地地域の中での様々な取組のネットワークを進めていただきたいと思います。先ほど、答弁の中でありました、全市的なネットワークをこのさんぼまちなネットワークが出来たことをきっかけに、全的に情報交換なり取組の共有なりをして、全的に生涯学習の振興をしていく取組が必要だと思えます。そういう意味で、全市的なネットワークの構築に向けての取組をすべきであると思えますが、その点についての見解をお伺いします。

エコミュージアム普及推進事業ですが、エコミュージアムが出来てからは、小学校等学校に対する【出前授業？】などは行われていますが、地域展開については、やめてしまっているということで、各地域に展開することは、結果的にはエコミュージアムに対する来場促進になっていくと思えますので、地域展開についてどうお考えなのかをお伺いします。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

現在の不登校児童生徒の人数でございますが、文部科学省の基準によりまして、8 月末現在で小学生が 10 名、中学生が 34 名の計 44 名となっております。続きまして、不登校に至ってしまう要因でございますが、学校生活への不適應や心身の健康、または、友人関係など、理由が多様化してきており、様々な要素が複雑に絡み合っていることが考えられます。そのうちの一つとして、いじめも入ってくるものと考えております。また教育機会確保の趣旨として、不登校児童生徒への支援が学校に登校するという結果のみの目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこととされたことが学校や保護者に浸透してきている側面もあるものと考えております。

認知をしたいじめについてのその後の取組状況でございますが、認知したいじめにつきましては、まずは学校として組織的な対応を行って、そこまでに至った背景、事情調査を行っております。最終的には、いじめが全て解消するまで、反復・継続した取組を行っているところでございますので、一つの目安として、行為から 3 か月が経過して、いじめを受けた本人が、そのことを苦痛と思っていないという状況になりましたら、解消したという捉えでございますので、当該年度における、いじめの認知調査において把握したものについては、認知に

については、全て解消していると捉えているところでございます。

続きまして、中学校時代に不登校経験があったり、高校中退するなどの状況で行き場が無くなっている若者の支援でございますが、過去に子どもサポートセンター相談員のケースとして、中学校卒業後も継続して相談を受けるなど、個別の案件沿った対応を行っているところであります。支援に関連する部署や関係機関で行われる個別のケース会議では、各機関で把握している情報交換や今後の支援方針等について検討を行っており、関係各課や機関と連携する取組が継続した支援を行う体制につながっているところであります。当面は、現状のまま進めていきたいと考えております。

藤田副委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

私から、放課後、生涯学習振興会についてご答弁させていただきます。まず、放課後子ども教室につきましては、実施場所の拡大については目指しているところではございますが、学校の余裕教室の状況、それから講師として活動していただく地域ボランティアの登録数につきまして、現段階としましては3校以上の運営は非常に厳しいものだと考えております。引き続き、ボランティアの確保といった事にも取り組みながら実施場所の拡大について取り組んでまいりたいと考えております。

生涯学習振興会の関連につきましては、団地内のさんぼまち学びネット、まだまだ道半ばでございます。このさんぼまち学びネットがしっかりと確立した際には委員からご質問のあった内容につきましても、社会教育委員の皆さんとともに議論をしながら検討してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

丸毛エコミュージアムセンター長。

丸毛エコミュージアムセンター長

それぞれの地域の方々に、企画展等の内容はもとより、エコミュージアムセンターの取組について理解を深めてもらうことは重要なことと考えておりますことから、今後につきましても各地域の関係団体の方々やまちを好きになる市民大学OB会の方々などのボランティアの皆さんにも協力いただきながら、それぞれの地域の状況に合わせて、エコミュージアムセンターの機能をいかしたまちの自然や歴史などの学習機会の提供に努めて参りたいと考えているところでございます。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

不登校いじめ対策については、解消しているという考え方ですけれども、いじめの認知件数が非常に多い中で不登校との関係についてはもう少し精査していただきたいと考えます。不登校の児童生徒の中学校卒業後の取組については、やはり教育委員会だけでなく子どもの権利条例の取組等も含めて、もっと広げていく必要があるのではないかと思いますので、この点については、教育長に留保して取組を問いたいと思います。

藤田副委員長

不登校いじめ教育相談事業を留保でよろしいですね。

ほかに、質問のある方。
滝委員。

滝委員

1点、お伺いします。成人式開催事業、決算書227ページ、報告書36ページです。51万8,000円の具体的な内容について、お伺いします。もう一つ、報告書には参加者447人とありますが、参加率についてお伺いします。

藤田副委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

社会教育総務費のうち、成人式開催事業の決算額の内訳についてであります。事業決算額51万8,000円のうち、成人式の参加記念品に21万7,000円、成人代表、アトラクションなどの式典開催に協力をいただいている方への謝礼として9万円、会場外の交通整理といった警備業務等の委託料として2万4,000円、そのほか、式典プログラムなど、式典に使用する物品、案内状発送のための郵便料として18万7,000円となっているところであります。参加率についてであります。令和2年1月12日に開催いたしました令和2年成人式につきましては、612人の対象者に対しまして、447人の参加となっております。参加率につきましては73.03%となっているところであります。

藤田副委員長

滝委員。

滝委員

記念品21万7,000円ということでしたが、具体的にどのような物を渡されているのかお伺いします。参加率70%ということで、230人くらい、来られなかったと思いますが、余った記念品はどのようにしているのかお伺いします。

藤田副委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

参加記念品についてであります。市内で操業したことをきっかけに、石屋製菓株式会社様からの協力をいただきながら、白い恋人と北広島のオリジナルキャンディをセットにしてお渡ししているところでございます。記念品につきましては、対象分を購入ということで、大体7割の参加が続いておりますので、全対象分ではなく、それを見越しながら購入させていただいているところでございますが、当日の参加者以外については、市役所に受け取りに来ていただいている方も含め約75%になっているところでございます。残りの25%、個数にしますと150個くらいですが、フードロスの無いように、例えば、国際交流派遣団員のホームステイ先、それから関係各所についての手土産としてですとか、その他の社会教育事業において、北広島をPRできるような場面で活用させていただいているところであります。

藤田副委員長

滝委員。

滝委員

石屋製菓の白い恋人やキャンディということでしたが、今後も継続されていくのか、例えばほかの自治体の成人式の記念品を見ますと、マイボトルとか箸、エコバック、USB など名前を入れてとか、いろいろ工夫されているかと思いますが、今後も石屋製菓で継続されるのかということと、成人式に来られなかった方、来年1月は、2部制になると建設文教常任委員会で報告を受けています。例えば仕事の都合とか、コロナの影響で行きたくても行けないという人たちに対して送ってあげる、受け取りに来なかった人にも郵送か何かで送るなどの考えが何かあるのか、見解を伺います。

藤田副委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

石屋製菓でキャンディ部門が閉鎖されるお話を、伺っているところであります。来年度の成人式は大丈夫なのですが、令和3年度の成人式からはオリジナルキャンディはお渡しできないということで、記念品につきましては、今後、委員からのご質問の内容にありました物も含めて検討してまいりたいと考えております。また、成人式の記念品の郵送についてでございますが、記念品の物にもよりますが、別途、郵送料の予算化が必要でありますし、現在は、市内に住民登録がある方の住所でしか把握されておりません。他市町村で頑張っている成人の方々へのお渡しที่難しいということも、不公平感が出るやもということも考えておりますので、現在のところ郵送については考えていないところであります。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

小田島委員。

小田島委員

1点質問させていただきます。決算書 241 ページ、主要な成果報告書 42 ページにあります、スポーツ大会の出場支援事業でございます。大会出場費を助成されていると思います。世界大会、全国大会、全道大会と説明書では書かれております。この内訳と額、顕著な成績であった部分、どのようなものになっているのかお伺いいたします。

藤田副委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

スポーツ大会出場費助成について、私からご答弁させていただきます。スポーツ大会出場費助成の内訳でございますが、全道大会出場が9個人、6団体、15件、87名となっております。金額にしまして、37万7,870円。全国大会の出場につきましては、37個人、4団体、41件、96名、143万7,350円となっております。世界大会の出場が2個人、2名となっております、6万円となっております。合計で48個人、10団体、58件で185名、総額187万5,220円となっております。全道大会、全国大会、世界大会とそれぞれの予選を勝ち抜きながら大会に出場されているということでございます。特にということでは、どれかということ、皆さん頑張られておりますので、そういう状況となっております。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

全ての大会に一定、定額の助成がされてきたのかどうか、予算の範囲内というところではもしかすると、漏れている分があったのかどうか、世界大会というのはどういった種目に参加されたのか、ご報告いただければと思います。

藤田副委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

予算面につきましては、随時、大会出場が決定次第、補正を組みながら対応させていただいておりますので、これまでもらえなかったという案件はございません。世界大会の二つの協議についてであります、一つが、第1回アジアジュニアユース武術選手権大会です。二つ目が、2019IMGA世界ジュニアゴルフ選手権に出ているこの2件でございます。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

桜井委員。

桜井委員

1点だけ質問いたします。決算書235ページ、報告書41ページの芸術文化ホール運営委員会連携事業について質問したいと思います。芸術文化ホールについては、平成10年10月1日に開館以降、その運営に当たりましては、市民とのパートナーシップで運営を目指すということで市民を中心に組織された芸術文化ホール運営委員会が自主事業を選定しながら、多様な舞台芸術鑑賞機会の提供、デリバリーコンサート、若手音楽家育成事業のロビーコンサートなど、開館以降、ずっと続けてきていまして、北広島の芸術文化の向上には非常に貢献してきていると私たちは思っているところです。今後も市民とのパートナーシップによる運営は継続をしていくべきとの考えに立った上でお聞きしますが、令和元(2019)年の事務事業評価のコメント欄の中で運営委員会の役割や事業運営の方策などについて検討を行う必要があると記載されています。この点について、現段階での検討状況についてお聞かせいただければと思います。

藤田副委員長

笹森文化課長。

笹森文化課長

芸術文化ホール運営委員会連携事業について、ご説明いたします。運営委員会は、芸術文化ホールの主催事業について、市民との協働により事業の企画を行う組織として、オープン当初より、市内在住の学識経験者や地区選出の委員により構成されております。運営委員会の在り方については、これまでに幾度か検討及び変更してきており、現在は、主催事業の選別、企画、事業ポスターの作成、横断幕等の作成を行っているところであります。開館20年を経まして、これまでの検証と課題を整理し、今後の市民協働の在り方を再度検討してまいりたいと考えているところであります。

藤田副委員長

桜井委員。

桜井委員

今後の運営委員会の在り方について、より発展強化させていくために組織そのものを法人化するなどの態勢を含めて見直しを図る時期ではないかと思えます。できるだけ早い時期で、体制の見直しを行っていただければと思います。そこで、1点再質問いたします。今年は運営委員会で計画をしていました自主事業、昨年度の方もありますが、コロナ禍の関連で中止せざるを得なかった事業が多かったと思えます。どの事業が中止になって、今後、どの事業が中止となる予定なのかをお聞かせいただきたいと思えます。特に多くの市職員が参加しております、年末恒例の市民劇団「きたひろ笑劇場」などはどうするのか、その点についてもお答えいただければと思います。

藤田副委員長

笹森課長。

笹森文化課長

令和元年度につきましては、2月、3月のロビーコンサート、令和2年度につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び劇場音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づき、4月1日より8月末日までの主催事業であります、春の音楽会、夏のロビーコンサートの7事業を取りやめといたしました。そののち、緩和施策が入りまして、9月より順次開始しているところであります。今年度のふれあい小劇場につきましては、新型コロナウイルスに加え、インフルエンザが多くなることが予想される事から、団体と協議を行い、来場されるお客様の多くは熟年以上の方々である事、また、買い控えや購入されても来場を控える方が多くなることが予想される事から、中止させていただくことにしております。なお、「きたひろ笑劇場」の中止につきましては、11月1日の市広報や芸術文化ホールホームページ等でお知らせを行い、改めて、ショートメッセージ的なものの公開を検討しているところであります。

藤田副委員長

桜井委員。

桜井委員

今年、コロナ禍の関係で多くの自主事業が中止せざるを得なかったということで残念に思います。来年、コロナ禍が収束した中で、ぜひとも、自主事業が倍返し出来るように期待して質問を終わります。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

人見委員。

人見委員

1点、質問します。不登校いじめ対策教育相談事業です。決算書236から237ページ、報告書が37ページです。いじめ対策ということで、不登校対策いろいろありますが、そんな中、ちょうど2月からコロナの影響で分散登校が始まったと思っています。分散登校による影響ですが、他市の例ですが、今までなかなか学校に行けなかった児童生徒が逆に、分散登校によって息苦しさが無くなったのか、久しぶりに登校できたという事例を聞いてお

ります。当市におきましても、何かそういう変化や影響があったのかどうかお尋ねします。

藤田副委員長

河合課長。

河合学校教育課長

長期休業後の分散登校についてであります。児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握、学校再開に向けた生活リズムを整えることなどを目的として実施したことから、分散登校と不登校との関係については明確なお答えはできないところでありますけれども、児童生徒の負担の軽減ですとか登校しやすい生活リズムの構築などにつながっているものと考えております。

藤田副委員長

人見委員。

人見委員

その反面、長期の一斉休校などもあった関係で、久しぶりに登校したけれども、校門の前で中に入れなくなってしまったという声もあつたり、逆に、マスクをしている生活をずっと続けているので、相手の表情が読めなくて、コミュニケーションをとるのが怖くなったという声も聞いております。ですから、要望ですが、ますますこういう事態になったら子どもの小さな心の変化などによって不登校やいじめの要因につながることもありますので、より密接に子どもの声を聞いたりするなどして、さらに対策を強めていっていただきたいと思っております。

藤田副委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、教育費のうち、社会教育費、学校給食総務費、小学校給食運営費及び中学校給食運営費を除く保健体育費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時12分 再開

藤田副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、一般会計のうち、衛生費の保健衛生費のうち、水道事業費、土木費の都市計画費のうち、下水道事業費の質疑を行います。

質疑の通告はございません。質疑ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

質疑なしといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時13分 再開

藤田副委員長

議案第17号 令和元年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について を議題といたします。

質問のある方、どうぞ。

永井委員。

永井委員

水道事業会計について伺います。まず、滞納件数について市から資料をいただいたのですが、調定件数現年度分と未納件数現年度分、過年度分といただいておりますが、内訳について伺います。

藤田副委員長

木村経営管理課長。

木村経営管理課長

調定件数、未納件数の内訳ということでございますが、用途別には把握していないところでございますが、調定件数の割合からは、9割以上が家庭用であると考えております。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

資料で過去5か年分の上水道の滞納件数で減少傾向が見られますけれども、その減少傾向である理由と滞納していた分の納入に至るまでの市の対応として、どのように行われているか伺います。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

未納件数の減少理由と未納者に対する市の対応について、お答えいたします。未納件数の減少につきましては、適正な料金徴収につきましては、経営維持と公平性の観点から非常に重要であると考えておりますことから、平成29年度に検針業務、収納業務につきまして、全国的に実績を有する民間事業者へ包括的民間委託を実施しているところであります。委託前に比較しますと、未納催告業務を非常に強化されておりますので、民間事業者の競争意識やノウハウが、未納者の減少という形で委託の効果として表れているものと考えております。

次に、未納者に対する対応であります。納入期限までに納入が無い方に対しましては、督促状の送付、催告書の送付、それから、給水停止予告書の送付、給水停止の最終予告書の送付を行っております。これらの過程におきましては電話や訪問による催告も行っているところでございます。それでもお支払いをいただけない方、お支払いの約束をしたにも守っていただけない方につきましては給水停止を行っているところです。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

検針を民間業者に委託して、その分、専門的に未納滞納者への強化されていることが減少傾向につながっているということですが、やはり意図的な滞納、未納は別として、ほかの税金などと同じように、市民の生活実態というのも委託業者に任せきりではなくて、市でもきちんと把握して適応した対応を取るべきだと思います。その辺りについての見解と、意見書では水道事業の経営が安定していると載っているのですが、安定していることを踏まえて、一般質問でも取上げましたけれども、コロナ禍における生活が困難になっている市民や経営が困難になっている事業者への水道代の減免措置などを今一度、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

再々質問にお答えいたします。始めに、料金徴収業務につきまして、委託業者に任せ切りではないかということにつきましては、市でも当然、関与しないことにはなりませんので、日常的に連絡を取り合っており、変わった事案があれば常に相談をいただき、また給水停止についても職員が同行するなどしておりまして、全て任せ切りではなく市も積極的に関与していくという業務の進め方をしております。

次に、水道料金の減免に関してでございますが、水道事業の基本的な原則としまして、独立採算ということで事業収入をもって経営を運営していくという大原則がございますので、第3回定例会でも、ご答弁申し上げておりますが、減免については実施を考えていないところであります。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

人見委員。

人見委員

永井委員の質問に関連しますが、答弁にもありましたが、滞納により督促状の送付から最終的には給水停止の執行に5段階でなっていると思います。令和元年度、給水停止のケースがあったのかどうか、また、あったとすれば何件だったのか、教えてください。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

給水停止につきましては、水道事業としては未納対策としての最終的な手段でございますので、給水停止前には、再三催告を行っているほか、分割納付などの相談にも応じております。それでもお支払いいただけない方については、やむを得ず給水停止を行っておりまして、令和元年度につきましては、延べ111件の給水停止を執行しております。

藤田副委員長

人見委員。

人見委員

もちろん、払うべきものを払わないからそういう処分というのもある意味では理解できますが、ただ、その中で、ライフラインの中でも水道というのは命をつなぐ本当に最後の砦だと思います。ニュースなどでも水道も止められてしまって、発見されたら餓死していたというニュースも見掛けることもあります。この最後のライフラインの一番問題である水道を停止する際に本当に慎重に行っていくべきだと思いますが、その辺りについてお考えをお聞かせください。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

再質問にお答えいたします。水道につきましては、委員ご指摘のとおり、住民生活にとって欠くことの出来ない重要なものであるという認識はございまして、先ほど申し上げましたが、給水停止に至らなくて済むような催告の相談対応にまず努めております。その上で、給水停止の執行に当たりましては、突然止めるのではなく、2度に渡る予告を行っております。さらに、執行に当たりましては、保健福祉部局と連携を取りまして、生命の危険、福祉的な観点から重大な問題が生じないのかといったことを確認した上で、十分に配慮して対応しているところです。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。

山本委員。

山本委員

経営関係について、お伺いしたいと思います。まず、決算書14ページ、決算意見書91ページになりますが、貸借対照表の中で未処分の当期の利益剰余金が9,721万円出ております。これについては、経年の中で今後、見通しとしては、どうなっていくのかということをお伺いします。

もう一つは、これと非常に関連するのですが、資本的な支出です。長寿命化が進められてきておりますけれども、老朽管の長寿命化によって、支出の見通しについてもかなり減っていくとなるわけですが、現在、老朽管の整備がどのくらい残っているのか、それに関する支出見通しはどのようにしているのかお伺いします。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

山本委員のご質問のうち、利益剰余金の見通しについて、お答えいたします。令和元年度決算におきましては、経営戦略で見込みました残高は約9億7,000万円でしたが、それを上回る11億5,000万円の令和元年度末残高となったところです。今後につきましては、料金収入の動向にも左右されますけれども、損益の状況、資本的収支の不足を補填する財源であります損益勘定留保資金、こうしたバランスを取りながら、企業債もうまく活用することにより、当分の間は現行の水準を維持していけるものと考えております。

藤田副委員長

笹原水道施設課長。

笹原水道施設課長

老朽管の更新につきましては、これまでも老朽管更新事業計画に沿って布設後40年を経過し、かつ被災リスクの高いTS継ぎ手を使用している塩化ビニール管について布設替えを行ってきております。令和元年度につきましては、事業費1億4,709万円、延長2.6キロの更新を行っております。今後もこの計画に則って、道路改良事業などとも併せ、年間4キロから5キロ程度の更新を行っていきたいと考えております。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

一つは、資本支出の部分については、大体幾らぐらいの金額を何年ぐらい見込むのか教えていただきたいと思っております。

もう一つは、ボールパークの関連で地下水を使うといっても、上水道もかなりつかわれるということで、この支出と収入の見通しについてはどのように見込んでいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

再質問のうち、ボールパークの関連も含めた収入と支出の見通しについてお答えいたします。現在、経営戦略につきましては、平成29年度に策定しまして今年が3年目に当たりますので、今年度改定を予定しております。今後の収支の見通しにつきましては、今年度の改定作業の中で推計の見直しを行っていくところでありますが、現時点におきましては、ボールパーク建設による水道事業収益の影響を見込むことは非常に難しい推計だと考えております。一方、費用面に関しましては開業を待たずに企業債の利子の支払い、減価償却も始まってまいりますので、球場、その他関連施設の整備が進むまでの間は非常に厳しい経営となるものと考えております。こちらの推計につきましては今年度経営戦略の改定作業を行う中で複数パターンの推計も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

藤田副委員長

笹原課長。

笹原水道施設課長

老朽管更新事業について、今後の見通しですけれども、現在行っております計画の中で、北広島団地地区が95%を超えまして、一定の成果が得られておりますので、現在、今後20年間の更新計画を策定している最中で、その中で新たな地区を抽出して今後、更新を行っていきたいと考えております。

藤田副委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上をもちまして、議案第17号の質疑は終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時30分 再開

藤田副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第18号 令和元年度北広島市下水道事業会計決算認定について** を議題といたします。

質問のある方どうぞ。

小田島委員。

小田島委員

1点、お伺いいたします。主要な成果報告3ページに下水道事業会計がございまして、決算の状況の資本的収支の関係でございます。これらについては、令和元年度が公営企業会計方式に下水道事業が移行したことで、大変ご苦労された中での決算ということでございます。下水道事業会計決算書、水道事業で出している決算書の19ページにも資本的収支の関係が記載されておりますが、この中で資本的収支の収入の部分が予算に対して決算が80.2%ということで、2割ほど当初の予算額よりも下回ってきている状況でございます。この要因は、どこにあるのかをお伺いしたいと思います。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

下水道の整備事業につきましては、国庫補助の対象事業が大きな割合を占めており、資本的支出におきましては国庫補助の要望額を基本に事業費の予算計上を行います。しかしながら、国庫補助金の配分額は近年、要望に満たない状況が続いておりまして、令和元年度におきましても国庫補助金の配分状況に応じて経済性を考慮して実施事業の絞り込みを行った結果、資本的支出のうち公共下水道整備費の支出額が予算を約1億6,000万円下回りました。これに伴いまして、資本的収入に計上しました企業債の所要額が減少した為、執行率は80.2%となったものであります。

藤田副委員長

小田島委員。

小田島委員

ということは、国庫補助金が100%ではなくて70%位に落ち込んで配分されることの影響が企業債などに影響していった結果的に20%マイナスになったという理解でよろしいでしょうか。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

小田島委員ご指摘のとおり、支出が予算額を下回った事で、それに充てる財源も必要額が少なくなったということでございます。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。
人見委員。

人見委員

下水道事業会計で1点だけ質問します。殆どの企業や家庭は、上下水道をセットで利用していると思いますが、例えば、井戸や地下水を利用して、上水道は使わなくて下水道だけ利用している場合を想定したのですけれども、その場合、もし滞納になると下水道の場合だけですと供給停止にはならないと思います。市内におきまして、上水道は利用しないで下水道のみ利用している個人や法人のケースはあるのでしょうか。また、その場合料金の滞納の際の対応はどのようにするのかお尋ねします。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

水道を使っていない方で下水道のみをお使いいただいている方の人数については、今時点資料を持っていないのですが、ごく少数ではありますが、実際にはいらっしゃいます。そのような方の滞納への対応につきましては、下水道を止めるということは出来ませんので、文書や電話による催告のほか、事例はございませんけれども、現行制度上は滞納処分に準じた手続による強制徴収といったことは考えられます。

藤田副委員長

ほかに、質問のある方。
永井委員。

永井委員

上水道と同じように滞納件数の調定件数、未納件数の内訳について伺います。こちらも上水道と同じように、大体、9割方が家庭用ということでよろしいでしょうか。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

未納件数の内訳につきましては、水道事業と同様と考えております。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

意見書125ページには、営業収支比率が58%ということで、先ほどの小田島委員と重複するかもしれませんが、営業損失が発生している状況にあると示されていますが、市の財源的な影響はどのようなのでしょうか。特に市の財政的には影響ないということなのでしょうか。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

営業収支比率についてお答えいたします。比率が低いということですが、下水道事業につきましては、雨水処理のほか、汚水処理についても、公共用水域の水質保全など公共事業的な要素がございまして、そうしたことから営業外収益に計上されます国庫補助金や一般会計からの繰入金、これと下水道使用料を併せて全体で経営を維持していくという下水道事業特有の仕組みとなっております。したがって、営業収支は損失が生じるようには見かけ上、そのような状態になることで、全体で経営を維持できれば市の財政、下水道事業の経営についても問題ないところでございます。

藤田副委員長

永井委員。

永井委員

公営企業会計に移行して1年ということなので大変だったかと思えます。ということも影響しているのかと思ったのですが、今後経営が安定していくということで、この営業損失が発生するとはならないという想定をされているのでしょうか。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

下水道事業の経営につきましては、先ほど申し上げましたが、営業外の収益も併せて全体で経営を維持していくということなので、営業収益を直接改善しようということは、経営上目指していないところでございます。収益が増えれば、当然、営業収支比率も上がることになるのですが、当分同じような状態が続くものと考えております。

藤田副委員長

ほかに、質疑のある方。

山本委員。

山本委員

上水道と同じ質問内容になりますが、一つは、資本的な支出のところ、老朽管の更新と資本支出の関係です。過去の答弁を見ますと、下水道管については、老朽管の更新は無いと答弁されていますが、状況としては変化が無いのかどうか。それから、長寿命化でさらに更新が長引くわけです。その辺りの見通しについてはどうなのかについて伺います。

もう一つは、それに関連して、利益剰余金、今年度初めての企業会計ですけれども、2,368万円ほど利益剰余金が出ています。今後の見通しについてどう考えているのかお伺いします。

藤田副委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

老朽管の更新事業についてでございますが、当市は昭和 45 年度から下水道管渠埋設工事が行われております。約 50 年近く経過いたしておりますが、下水道管渠の法定耐用年数は 50 年。昨年、策定したストックマネジメント実施計画では、60 年と延命しております。そのような延命措置を取っておりますので、次期経営戦略策定時以降にこのような老朽管の更新の検討はしていきたいと思っております。老朽管の今後の見通しについてではありますが、ストックマネジメント実施計画の中で点検などをしており、点検に沿って支障管路の改築を行い対応していきたいと思っております。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

利益剰余金の見通しについてお答えいたします。今年度下水道使用料収入でございますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、事業系の排水需要は非常に落ち込んでおります。使用料収入額の減収も顕著に表れているところでございまして、今後の見通しを非常に不透明な状況になっております。このため、現時点におきましては令和 2 年度、令和 3 年度については利益剰余金を増加させることは難しいものと考えておりまして、増加できても金額としては非常に低い水準になるのではないかと考えております。ただ、令和 4 年度以降につきましては、管路施設の耐用年数 50 年を経過する資産が増えてまいりますので、減価償却費の減少に伴いまして、利益剰余金についても増加で推移すると見込んでおります。

藤田副委員長

山本委員。

山本委員

まず資本的支出ですが、当面、管更新ということでの支出はあまりないということですが、資本的支出の部分で【主な？】更新なり行うものはどういうものがあるのか教えていただきたいと思っております。先ほど、永井委員の質問の中で出てきましたが、営業収入についてはなかなか黒字になることはないということですが、一方ではボールパークの面でプラス要因もあります。非常に今需要が少なくなっているということで、営業収入については非常に厳しい状況にあります。そういう中で、営業外収益はそれほど変わらないと思っております。そういう意味では、経常収支の見通しは、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

藤田副委員長

橋本課長。

橋本下水道課長

再質問にお答えいたします。資本的支出の建設改良費の今後の見通しにつきましては、昨年策定いたしました経営戦略にも記載されておりますが、令和元年度から令和 10 年度の 10 年間で総事業費約 58 億 5,000 万円を想定しております。下水処理センター関連で約 34 億 9,000 万円、汚水管路施設で約 9 億 7,000 万円、ポンプ場で約 4 億円、地震対策で約 3 億 6,000 万円、浸水対策で約 6 億 3,000 万円を計画しております。年間約 6 億円弱の建設改良費の支出を見込んでおります。

藤田副委員長

木村課長。

木村経営管理課長

経常収支の今後の見通しについてお答えいたします。営業外収益については、大幅な変動は基本的にはありませんが、今後については、下水道使用料収入につきましては、処理人口の減少に伴いまして、微減傾向と見込んでおりますが、費用面におきましても減価償却費の減少を見込んでおりまして、トータルでは先ほど、コロナの影響での収入減少ということを除けば、黒字を維持できる見通しとなっております。また、ボールパーク開業後は、下水道使用料、汚水分の施設整備費、その国庫補助分を除く自己財源分を使用料で回収できればプラスに働くこととなりますので、下水道については、良いほうに影響するのではないかと今のところは考えております。

藤田副委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上をもちまして、議案第18号の質疑は終了いたします。

以上をもちまして、本日予定の議案の質疑につきましては全て終了いたしました。

なお、個別質疑で留保し総括質疑を行う委員は、10月21日午後3時までに通告書を提出してください。

10月29日午前10時からの決算審査特別委員会では、総括質疑ののち、議案ごとに討論及び採決を行います。

お諮りいたします。本日の委員会は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時47分 終了

委員長 中川 昌憲

副委員長 藤田 豊